

まして、非常に残念だと思うのです。
それらについて、先ほど申し上げました
た警視庁との連絡の有無並びにそれら
の、いわゆる行政権と司法権の行使に
対するお考え方をちよつとお伺いいたし
ます。

○河野(通)政府委員 先般も本名委員会の御質問にお答え申し上げたのであります。ですが、数日前に三、四の会社の検査を、警視庁でありますか、國警でありますか、いたしましたことを新聞で見ました。か、いたしたことを新聞で見ました。これらの問題につきましては、先般来申し上げておりますように、私どもとしては、いろいろ情報は持つておりますが、検査をいたしてみませんと、確実な証拠となるものをおこなう御用意をいたしておませんので、私どもといないわけであります。従いまして、先般検査されて来ております会社につきましては、検査はいまだかつて実施をいたしておりませんので、私どもいたしましてそれが行政違反であるか、あるいは商法違反であるかといつたような点につきましては、国警なり警視庁なりの方へ連絡すべき何らの材料を持つておらぬ。情報程度は持つておりますけれども、私どもが自信を持つて連絡すべきものを持つておらぬ、こういう事情になつております。今もお話をございましたように、金融行政当局がゆるふんで、そのために結局この資料を司法当局、あるいは検察当局の方へ預けておくという御批判であります。せん。これは、まったく独立におのおのその職責に従つて行われているのであります。金融行政の立場から今般ああいう措置をとりましたにつきましては、これは当大蔵委員会の各委員の御意見も十分に伺つた上で、その措置

をいたしたつもりであります。もつともその措置は、これで警告にとどめてほつておくということではないのであります。私どもいたしましては、今後改善されなければ嚴重なる行政上の措置をとるということは、はつきり決意をいたしております。ただ遺憾ながら、私ども最近聞くところによりますと、この私どもの措置を適用いたしまして、大蔵省は腰が碎けたというようなことをいろいろ印刷物で申しておるような事実が私どもの耳に入つております。これはまことに遺憾なことであります。いまして、そういつたような、これを適用するようなことは、私どものせつかくの配慮を実は無にする——無にするどころではない、マイナスにするかとであると考へて、非常に遺憾だと思つておりますが、これらにつきましては、さらに事務的に改善の跡があるかないかを確かめた上で、改善せられておらぬようありましたら、何とか措置をとつゝもりであります。なお警告を発し、聴聞いたしました事項につきましては、私どもははつきり法令違反の証拠を持つておりますから、これらにつきましては、かかるべき方法で検察当局に連絡をいたすつもりであります。

○本部委員 私はその問題を取上げてどうこうということじやないのです。が、要するに今日提案されておる国民金融公庫法、また今後提出されるであろう、あるいはまた出でおります中小企業、零細企業に対する金融、あるいは庶民大衆の金融等に対するいろいろな政策の施策といふものは、いたずらに今日の民間金融、あるいは今問題になつているそれらの金融機關を抑圧した

り、押えつけるということだけによつて内渉に行くことはなかろうと思う。極端に申し上げれば、いくら抑えても押え切れないというのが、今日の金融事情だらうと思います。そこで私は、国民金融公庫の總裁にお伺いしたのですが、こういうような状態に置かれておりますときに、このたびの公庫法の一部改正は、まことに適切な処置であろうと考えられます。そこで具体的に一、二のことについて伺いたいのですが、今度の改正案では、従たる事務所を設置する制限を撤廃することになりますが、この従たる事務所の規定を撤廃いたしますと従たる事務所を設置する御計画があれども、地名は必要ございませんが、大体何箇所くらいの従たる事務所を設置される御意思があるか。さらにもう進みで、代理所のようなものを今後増設される計画があれば、その数等をお知らせいただきたい。

それからその次に、従たる事務所あるいは代理所を設置するにつきまして、何か設置条件といいますか、要素といいますか、そういうふたことに制限、あるいは規定というものがあるのかないのか、これを一つ伺いたいと思います。

以上二点についてとりあえず御答弁願います。

○鷲田説明員 お答え申し上げます。支所の設置につきまして、このたびその認可によりまして、増設することができるようにおとりはからい願いたいと存じておりますが、この支所の設

置につきましては、実はただいまの状況が東京、福岡、北海道を除きましては、各府県に一つずつということになります。ところが大体いろいろな事情からいたしまして、府県庁所在地にこれを設置いたしたのであります。が、府県庁所在地では、必ずしもその地方の経済状況とは一致いたしておりません。経済上の中心地が、府県庁所在地以外にあるようなところが多いのであります。多いと申しますか、少くともございません。そういつた関係からいたしまして、また私どもの仕事が、広く国民大衆全般の方々に対しまして、地域的にも漏れなくサービスをいたすたといふたゞいな事柄からいたしまして、できるだけ広く支所を設けたいという意思を持つておるのでございますが、他方予算上の問題、たとえば不動産取得の関係とか、これは全部国会で御承認を得た金額を越えることはできません。それからさきにまた人員の関係でございますが、一支部をつくりますといふと、どうしても二十人見当の増員が必要といたすわけであります。また同時にその人の関係からいたしましても、どなたでもできるという仕事ではございませんので、自然予算の制度上、あるいはその人員上、急激に店をつくるというわけには參りませんので、さしあたり私どもといたしましては、一両年の間に十くらいはふやす必要があるのでないかと存じておりますが、いろいろなことを考えまして、現在のところは大体五つくらいにとどまるのではないか。本年度におきましましては、五つくらいといったような見当になるのではないか。

在の予算として提案いたされております中には、その費用は全然盛り込まれております。ただ若干の予備費がございますので、その予備費をとりくずすことによりまして、適当な場所に、また適当な事務所その他の設置が可能になるに伴いまして、できるだけ早く支所をつくつて行きたい、かように考えております。

それから代理所の点でござりますが、代理所は現在五百六十ございます。銀行関係におきまして二十、相互銀行が百三十九、信用金庫が三百八十三、信用組合が十八、そこで代理所であります。私がどもといたしましては、店の数が少い關係からいたしまして、できる限り代理所を活用いたしました。ただこの代理所につきましては、その規模なり、それから同時に、その代理所におきまして、私どもがいたしまする同じような仕事をやつていただきなければならぬのでありますので、その能力上なかなか思うにまかせない点がござりますが、できるだけ連絡をとり、またお互いに協調いたしまして、できる限りこれをふやしたい、これは四年前と比べますと、実は倍近くふやしたわけであります。また資金の点におきましても、公庫資金の四割見当は代理所の方にまわしまして、広く地方的な需要に応じたい、かように考えております。御了承願います。

らに簡略にすることがありますれば、どん／＼改めて参りたいと思つておるのでありまして、せつかく研究中でありますので、御了承願いたいのであります。それから期間の点であります。先ほども申しましたように、初めてお取引をお願いするお客様でありますので、いろ／＼事情をお伺いし、また私どもから実地に参りまして、いろ／＼現場を拝見させていただいてからお取引を願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願いたいことがありますのでござります。現在公庫の職員は関係でござります。現在公庫の職員は全体で千三百三十人でござります。それで現在の貸付の残高が直接関係でもありますのでござりますが、それは人手で銀行関係等を見ますと、八十四行でありますとか、この銀行全体で店が數千月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。そこで取引先が何件あるかということを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万にならない。そういうことからいたしまして、実は私ども人員の関係において非常に重きがかかるつている。実際のところ、私どもで調査員の一日の処理件数が、普通の状態においては大体三件から四件が適量であると存じておりますが、勉強しております、大体五件見当を一日に処理して何とか追いついて行つておる。それでたまいまちよつとお話をございましたが、当初はたいへん時間がかかつたのであります。時間のかかる理由にもう一つあります。

一つは、店の数が足りませんために、各府県に一つという制約から、その支所の所在地の近所は早く行くのであります。ですから遠隔地と申しますか、郡部の方からお申込みがありますが、どうしても申張して調査いたさなければならぬ。こういう場合におきまして、先ほど申し上げましたようにたいへんな件数に上つておるものでありますから、も出張して調査いたさなければなりません。こういう場合におきまして、先ほど申し上げましたようにたいへんな件数で、現場を拝見させていただいてからお取引を願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願いたいことがありますのでござります。現在公庫の職員は全体で一千三百三十人でござります。それで現在の貸付の残高が直接関係でもありますのでござりますが、それは人手で銀行関係等を見ますと、八十四行でありますとか、この銀行全体で店が數千月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。そこで取引先が何件あるかということを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万にならない。そういうことからいたしまして、たいへん恐縮に存じておるのです。最近のところでは、全国平均をいたしてみますと一月、二月、三月、四月にかけまして、処理日数の調査をやつてみたわけであります。平均いたしますと、大体一ヶ月という程度になつて参りましたが、たゞ三箇月かかつたとか、あるいは六箇月といふ例がございましたが、たいへん恐縮に存じます。これは特別な事情があつたのぢやないかと存じます。大体のところは、平均一箇月見当のところにこぎ着けられたようになります。大体において昨年見当のものは四、五、六において維持ができたのであります。多少の手詰まりを感じた程度であります。現在のところ十八箇年の新規資金をもちまして、とにかく一応仕事はできているということを申し上げ

り、支所なり、あるいは遠隔地の事情、その他の関係でこぼこはござります。これもできるだけお客様に——や引きを願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願いたいことがありますのでござります。現在公庫の職員は全体で一千三百三十人でござります。それで現在の貸付の残高が直接関係でもありますのでござりますが、それは人手で銀行関係等を見ますと、八十四行でありますとか、この銀行全体で店が數千月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。そこで取引先が何件あるかということを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万にならない。そういうことからいたしまして、たいへん恐縮に存じておるのです。最近のところでは、全国平均をいたしてみますと一月、二月、三月、四月にかけまして、処理日数の調査をやつてみたわけであります。平均いたしますと、大体一ヶ月という程度になつて参りましたが、たゞ三箇月かかつたとか、あるいは六箇月といふ例がございましたが、たいへん恐縮に存じます。これは特別な事情があつたのぢやないかと存じます。大体のところは、平均一箇月見当のところにこぎ着けられたようになります。大体において昨年見当のものは四、五、六において維持ができたのであります。多少の手詰まりを感じた程度であります。現在のところ十八箇年の新規資金をもちまして、とにかく一応仕事はできているということを申し上げ

り、支所なり、あるいは遠隔地の事情、その他の関係でこぼこはござります。これもできるだけお客様に——や引きを願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願いたいことがありますのでござります。現在公庫の職員は全体で一千三百三十人でござります。それで現在の貸付の残高が直接関係でもありますのでござりますが、それは人手で銀行関係等を見ますと、八十四行でありますとか、この銀行全体で店が數千月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。そこで取引先が何件あるかということを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万にならない。そういうことからいたしまして、たいへん恐縮に存じておるのです。最近のところでは、全国平均をいたしてみますと一月、二月、三月、四月にかけまして、処理日数の調査をやつてみたわけであります。平均いたしますと、大体一ヶ月という程度になつて参りましたが、たゞ三箇月かかつたとか、あるいは六箇月といふ例がございましたが、たいへん恐縮に存じます。これは特別な事情があつたのぢやないかと存じます。大体のところは、平均一箇月見当のところにこぎ着けられたようになります。大体において昨年見当のものは四、五、六において維持ができたのであります。多少の手詰まりを感じた程度であります。現在のところ十八箇年の新規資金をもちまして、とにかく一応仕事はできているということを申し上げ

り、支所なり、あるいは遠隔地の事情、その他の関係でこぼこはござります。これもできるだけお客様に——や引きを願うということになりますので、どうしても期間が多少かかつて参ります。ここでまず御了解願いたいことがありますのでござります。現在公庫の職員は全体で一千三百三十人でござります。それで現在の貸付の残高が直接関係でもありますのでござりますが、それは人手で銀行関係等を見ますと、八十四行でありますとか、この銀行全体で店が數千月申込みの大体二万件ほどのものを処理いたしております。そこで取引先が何件あるかということを日銀の統計で調べてみますと、八十万に達しないのであります。貸出先は一行平均一万にならない。そういうことからいたしまして、たいへん恐縮に存じておるのです。最近のところでは、全国平均をいたしてみますと一月、二月、三月、四月にかけまして、処理日数の調査をやつてみたわけであります。平均いたしますと、大体一ヶ月という程度になつて参りましたが、たゞ三箇月かかつたとか、あるいは六箇月といふ例がございましたが、たいへん恐縮に存じます。これは特別な事情があつたのぢやないかと存じます。大体のところは、平均一箇月見当のところにこぎ着けられたようになります。大体において昨年見当のものは四、五、六において維持ができたのであります。多少の手詰まりを感じた程度であります。現在のところ十八箇年の新規資金をもちまして、とにかく一応仕事はできているということを申し上げ

しては非常に待遇が悪いのではないかという意見があるわけあります。銀行などが今月給取りで一番待遇がいいといわれておりますが、それに比べて、国民金融公庫の職員が非常に安いということを常々現場を見て感ずるわけあります。そういう点について改善をする意思があるかどうか。

したように、昨年一万一千七円ベースから、この一年足らずの間に一万八千八百二十七円ベースまで、ともかくこぎ着けて上げたのであります。私はこう趣題配分の問題であります。私はこう趣題でもつて、過去一年間この号俸と申しますが、その配分の関係を考えてやつて参つたのであります。それは、最初に一万五千百八十円に上り、それからことしの一月に一万七千四百幾らかに上り、だん／＼と上つて参つたわけであります。それが、最初の金融機関と比較いたしますと、なお下まわつておつたのでござりますので、されば全体を上げたいのであります。ですが、いわゆる世間並のレベルに、できるだけ若い下の方からつり上げて行こう、かのように考えまして、累次増額ごとにそれを実現して参つたのであります。現情におきましてはどういうことになつておりますかというと、新制高校を卒業した諸君につきましては、大体開発銀行等よりも上まわつております。大学出が大体同じ見当になります。そこで今度の一万八千八百二十七円を、些少の留保をいたしまして実行いたしたのであります。が、その留保財源を本俸に組み入れます場合において、この機会にはいよ／＼もう少し上方の方を均霑させるようなことを考えた方がよろしいのではないか、今まで世間並のレベルから考えますと、大体下の方をまず世間並のレベルに置いて、それからだん／＼上方の方に及ぼそうと考えて來たのでありますから、上方にこれを地盛りをしようじやないかということで、新しい号俸を四月から実施しようと思つて提案したわけで

ところだけ議論せられまして、上に廻く下に薄いからいかぬ、こういうことの意見が出まして、それが今度のストライキの目標の一つである、かように書つて来ておつたわけあります。実は〇・五箇月の問題は、予算措置等を必要としたものでありますから、これは私、あるいは公庫内部においてはいかんようにも解決がつく問題ではございません。また他方の給与ベースの若干引上げの実行案の問題につきましては、これはよくその内容を、お互に資料その他を持ち寄つて詰合つて行けば、これは解決がつくことだらうと存じておりますし、なお話し合いを進めておりましたやさきだつたのであります。そのとき突然闘争宣言が発せられ、六月二十五日一斉休暇をやるぞ、こういう話がありましたので、実は私びつくりましたやさきであります。私どもいたしましては、これは労働三法の適用のある労働組合でありますから、その労働権は十分にこれを保障せられており、尊重しなければならぬのであります。が、同時に私どもの公庫の公共的使命、社会的使命ということに考えますと、その権利の行使には、やはりいろいろ濫用にならぬよう、お互に考えてやつてもらいたいと思いまして、いろ／＼話し合いを進めたわけであります。が、遂に時間が参りまして、六月二十九日にかくのごときことになつたわけであります。

出勤をいたしましたて、業務の執行にまつしかえなかつたところが六、合計二十五の業務所におきましては、仕事が平常通りできたと申してもさしつかなかつたのであります。あと二十四のところにおきましては、いわゆる闘争本部からの指令に基いて出て参りますんで、業務の執行がほとんどできなかつた、あるいは全然できなかつた、かようになりますて、たいへん國民の方々に対して相済もなく存じておるような次第でござります。ことに東京におきましては、かなりはげしく行われまして、非組合員、あるいは第3者に対する、いろ／＼な妨害的なことが行われまして、全然仕事ができなかつたような状況がございまして、たいへん恐縮に存じておる次第であります。

うようなことを、いろいろ言つておりますのですから、その点、いろいろ話し合ひを進めている、こういう状況にあります。ほどなくこの点は結果がつくこと存じます。いろいろな意味で、金融機関といたしましても、これは初めてのことだと思いますし、国民金融公庫といたしましても、初めてのことです。ござります。いろいろな点において、私ども余体反省をいたしまして、今後ともこんなことが起きることのないよう、できる限り努力いたしたい、かように思つております。概略御報告申し上げます。

を下げるなり、あるいは他の有効なる施設を使う、こういう問題があるので、ですが、現在の情勢を見ておりますと、どうも人手が不足で困る。——ただいま資金の余裕高、貸付余裕金はどのくらいありますか。

考文書

サマリヤ、重須利二三の用語

でもさう、さう水ぬれ等のコスが、一

上野省の決定

か
な
り
の
隔
た
れ
が
あ

なお考え方を持つておりますか。
○河野(通)政府委員 人手が十分でないという点につきましては、私もそう存しております。しかしこれも程度問題でありまして、今般の予算におきましても、ある程度の増員は入っております。今後おきましても、非常に枝

けであるか、種類別にひとつお聞きしたいのです。これには時間も長いへんたつておりますので、何でしたらあとでお示し願つてもよいと思います。そこで次に輸入食糧の中で、先般問題になりました黄麥米とか、あるいは稻米、もしくは麦の場合は、水こひ

%に抑えておりますが、実績は二%以下にとどまつております。

○小川(豊)委員 今日日本の農民は、生産費の償わない安い価格で米を供出せられておる。一方輸入する米は非常

と厚生省の決定にかなりの隔たりがある
つた、私こういうふうに思つておるの
ですが、この蕷米を食糧にしてはい
けないということは、農林省の見解で
きめられたのか、それとも厚生省の意
見に基いてきめられたのか、これはど
ういうのですか。

○福田(赳)委員 どうも国民金融公庫の性質から申しまして、そういう多額の余裕金をとつておく必要はないと思ひます。結局これは、金を予算でとつても消化し切れないのじやないかと思ふ。こういうふうな観察をしておるのですが、四億五千万円も利益金があるのですから、これがあれば三千人くらいの人が養える。十分その資金の活動し得る道がつくわけですから、最近の公庫の重要性から考えて、手不足といふ問題を解決する方法を強調ひとつ大蔵省当局とも合説つてみたらどうか、こういうふうに思ふのであります。これに対して銀行局長はどのよう

しくさりに国民金融公庫に還元いたしました。ます新規資金の一部として活用するといふことも考え方のありますから、必ずしも四億五千万円がそのまま出るところを全部出さないで、それを何かに使ってしまえということにもならぬかと思います。しかし御趣旨の点については、必要に応じて配慮いたしたいと考えております。

○小川(鷗)委員 私は食糧管理特別会議の予算についてお尋ねしたいと思いまが、食糧庁が輸入しておる食糧、たとえば米とか、麦とか、あるいは砂糖も入つておるが、そういうものは何と何かということ、その数量はどれだ

糧厅の所管の物資いたしましては、これ砂糖及び大豆等につきましては、これは普通の民間貿易によつて、外貨資本による割当によりまして輸入をいたしております。それで、食糧廳特別会計としては、これを買上げる等、その他の措置はいたしておりません。

それからなお黄麥米でございますが、これにつきましては、先般問題になりました黄麥米が現在一万二千トンござります。そのほかの事故米と申しますか、水にぬれたとか、その他のものが多少ございますが、全体といたしまして、——われ——は内地米におきましても輸送中のロス、輸入米につきま

て、事故米等ができました場合におきましては、これは品質に応じまして、競争入札によつて買却をいたしておりますので、その事故の程度その他によりまして、その価格はそれ／＼異なるかと思いますが、当初から一定の事故と申しますか、ロスを予定して、それを価格に織り込んでおるというわけではございません。

○小川(靈)委員 去年もこの黄変米ができて問題になつたのであります、が食糧としてはいけないという決定は、農林省の食品課でもやり、厚生省でも発表しておるわけですが、この農林省

いは穀子の貯料用、こういうふうにた
いへん払い下げられておるわけであり
ますが、これはたとえばアルコール用
に幾ら、あるいはみその貯料用に幾
ら、そうしてそれをどこへどれだけ払
い下げたか、この単価等はすぐお答え
できないでしようね。

○前谷政府委員 詳細な数字は別途に
お答えいたしますが、考え方どいたし
ましては、御承知のように南方の外米
には一定量稗米がございます。これに
つきましては、原則といたしましてみ
そ、しようゆ用に出しております。み
ぞ、ございますので、みそ、しようゆ用

○柳田説明員 大体現在のところでは、十億ほど持っております。この内訳の大体のことを申し上げますと、まだ軍人遺族関係の貸付等が、交付公債の交付状況とにらみ合してやつておるものでありますから、十億予定しましたものが六億見当しか貸しております。それの残額を保有いたしております。その他中邦関係につきましては、多少まだ——これはほんど始まつたばかりであります。そういうのを、何か起きましたときにつきましても、ようによつておかねばなりません関係上、それからまた毎月大体月末に回収金がありますから、それが月を越しました関係上、大体現在十億程度のものを余裕金として保有いたしております。

題でありまして、今般の予算におきましても、ある程度の増員は入つております。今後におきましても、非常に支障のある点につきましては、人員の点から非常に業務が没収するといったようなことがござりますれば、必要に応じて増員のことは考えて参りたい。ただ問題は、今四億五千万円の納付金といたことでございますが、これは予算でありますから、実際はどうなるかわかりませんが、こういったことがかりに出たいたしました場合に、私は必ずしもそれはそのまま政府に召し上げたということになると考へる必要はないと思うのであります。来年度なら来ておりませんけれども、そういうとして国民金融公庫の出資なり、あるいは貸付金なりの一部をなす、ひもはついておりませんけれども、そういうふうに考えて参りまして、これらを新規で次に輸入食糧の中で、先般問題になりました黄麦米とか、あるいは穀米、もしくは麦の場合には、水にひたつた浸水麦とでもいいますか、事故米、あるいは事故麦というような不良品が相当あるわけですが、これは輸入数量の何ペーセントくらいか、これをまずお尋ねいたしたい。

○前谷政府委員 お答え申し上げます。現在食糧厅といたしまして、政府の特別会計におきまして輸入をいたしましたものを買入れておりますものは、米と麦でございます。本年度の計画通りいたしましては、米につきましては九十万トン、大麦につきましては六十万トン、小麦につきましては百五十万トン、小麦につきましては百五十万トンを輸入する計画であります。これらのものは、輸入いたしますと同時に食糧管理特別会計において買上げることになつております。その他の食

○小川(豊)委員 今日日本の農民は、生産費の償わない安い価格で米を供出させられておる。一方輸入する米は非常に高い、これも農民の不満の一つであります。ですが、こうした輸入される米格は決定されておるのか、それとも輸入された後にこういうものは出て来るというのか、らしそうだとすると、この価格といいうものは非常に高いものにつくのじやないかと思うのですが、この点をひとつ……。

○前谷政府委員 お答え申し上げます
が、黄米につきましては、いろいろ
黄米を生ずる菌の性質等によつて、そ
れぞれその毒性が異なりますので、わ
れわれの方におきましても、食糧研究
所におきましていろいろ検討いたして
おりますが、この点は主として食品衛
生法の關係、またそういう旨の正式の
研究なり、あるいは試験につきまして
は、厚生省の意見に従いまして考えて
おるわけであります。
○小川(置)委員 この事故米——黄米
米でない碎米も含んで事故米とでもい
いますか、こういうものは、各方面に
払い下げられておると思うのであります
す。二十七年度においても、これがア
ルコール用に、あるいはみそ用、ある

第一類第六号 大蔵委員會議録第十三号

大蔵委員会議録第十三号 昭和二十八年七月一日

に出しておりますが、その余のものにつきましては、お話を通りアルコール用及び少量のものは菓子用に参つております。アルコール用につきましては、通産省と協議いたしまして、その数量をその都度きめるわけでござります。菓子用につきましては、從来の菓子の製造実績に基きまして、府県別割当をいたしまして、府県におきまして、具体的にその相手方をきめて払い下げておる、かような次第であります。

○小川(豊)委員 これはこの間井上委員からお聞きした問題よりも前のものかと思いますが、昨年の五月から六月にわたり、役所では三葉酒造とか宝酒造とかいうようなところへ、アルコール原料としてこれを払い下げておるのを聞いておるのでですが、それはどのくらいで払い下げたか。なおこの問題について、ここへはこれだけ払い下げられたというようなことを盛んに、私は決してあれにはいたしませんが、これは大蔵省の主腦部の方々と關係があるから、ここへはこれだけ払い下げられたというようなことを盛んに酒屋間では言われておるが、そういうことがあつたのかないのか、この点をお尋ねいたします。

○前谷政府委員 先ほど申し上げましたように、一定の碎米につきましては、アルコール用等にも払い下げております。

現在手持ちの資料では数量的にはわかりませんが、從来からもしようと申用等には碎米を払い下げております。

それでお話のような点は、そういうことはないと私は信じております。

○小川(豊)委員 これはあつてもなくともいいのです。私の方では調査してございます。

もう一点お尋ねしますが、ちょうど

その当時、同じころ東洋醸造にも、こ

れは三千二百トンくらいだと私は記憶

しておりますが、これを払い下げてお

りましたか。それから払い下げられた

ものは東洋醸造という会社に流れ、

さらにまたこれが和歌山県の御商の組

合に渡つて、しかも再びこれが食糧と

なつて配給されて、問題を起しておる

事実がありますが、これはどういう経過でそういうふうになつておるか、この点お尋ねいたします。

○前谷政府委員 この点につきましては、具体的な事情は今私は承知いたしておりませんが、大体需要者に対しても払

い下げるということになつております。原料用として払い下げておるものではありませんが、需要者の方にお

いてもそれが処分されておるものと承知いたしております。

○小川(豊)委員 こういうふうに國の一般配給用よりはわざくしては高く

売つて、補給金等はつけないような形で売却いたしております。

○小川(豊)委員 まだこの点について

はありますが、次にもう一つ。これは人

の名前は省きますが、食糧局の方で

いうつながらりがあるのでですか。

○前谷政府委員 工業原料につきまし

ては、原則として需要者に割当をいた

しております。ただ需要者の方におい

て、その受取る代理人として需要者が

指定をいたしますする場合には、需要者

の代理人としてその受取る代理人に払

い下げる場合はあるわけでございま

す。それで大豆等については、味噌工

業協会は、これは事業団体ではありま

せんから、味噌工業協会へは払い下げ

るわけでございません。現在は、昨年度

から大豆は食糧局は買つております

から、普通の民間用になつております。

○小川(豊)委員 食糧局としては認め

は、われくも認めておりませんし、

現実に具体的にどうかということは

他に行くことは認めておりません。た

めに、それを販売しておられるのであるか、

どういうことですか。

○前谷政府委員 われくとしまして

は、原料用として需要家に払い下げる

わけでありますから、その需要家から

認められておるのであるか、それとも

それを販売しておられるのであるか、

どういうことですか。

れ以後の取締りにつきましては、一般に警察署と当局の関係に依頼する以外に、方法はないじやなかろうかと思つております。

○小川(慶)委員 こういう声があるということを食糧庁でお聞きないか。食糧庁では、また再び水びたしの麦をこしらえるだろう。そしてそれは参議院の方の、これは名前は省きますが、そういうところを通じて、あるいは日本糧穀を通じて、あるいは工業何とかいうべきあなたはそういうものはないと言つきましたが、そういうところに現にたくさん行つているが、もうすでに麦をあそこへ頼んでもらおうとか、あそこに頼んで黄麥米をもらおう、あるいはあそこに頼んで大豆をもらおうという運動が盛んにやられている。そういうことはあなたは御存じないかもしませんが、そういうことが盛んに行われているということを考えてもいい。そこで私は、あなたの方から先ほど私が要求した数字が出たならば、私の数字と照合せて、また私の質問をしたいと考えます。

○井上委員 ただいま小川さんから質

問がございました碎米の払下げ問題ですが、この碎米は、現在一体何ぼで輸入して来ておりませんか。それでそれを何ぼで払い下げるりますか。

○前谷政府委員 碎米につきましては、予算面におきまると、タイの碎米は大体百三十九ドルでございます。それで払下げ価格につきましては、輸入いたしました原価に必要な食糧庁のチヤージを加えまして、それでもつて払下げております。

○井上委員 この払下米、つまり碎米

なり黄麥米が、現実はいわゆる政府の

離するなり、碎米は碎米の別の倉庫に

隔離をするなり、あるいは黄麥米とし

て出た量は、黄麥米の倉庫として一緒に

ますね。

たとえば政府が輸入した碎米

と、倉庫から今度は利用者に払い下げます場合の碎米というものは違うとい

うことを、あなたはわかつています

か。たとえば黄麥米でも、一万一千ト

ンが実は一万三千トンも払い下げる場

合があり得るということをおわかりですか。

○前谷政府委員 碎米にいたしまして

も、誰麦米にいたしましても、払い下

げる場合には、倉庫におきますロット

を調べまして、具体的にどの倉庫のど

の品物ということで、本府から食糧事

務所に指令いたしておりますから、そ

れによつて払い下げておりますから、

品物の変更はないかと思つております。

○井上委員 そういうことはあなたは御存じないかもしませんが、そういうことが盛んに行われているということを考えてもいい。そこで私は、あなたの方から先ほど私が要求した数字が出たならば、私の数字と照合させて、また私の質問をしたいと考えます。

○井上委員 ただいま小川さんから質

問がございました碎米の払下げ問題ですが、この碎米は、現在一体何ぼで輸入して来ておりませんか。それでそれを何ぼで払い下げるりますか。

○前谷政府委員 碎米につきましては、予算面におきまると、タイの碎米は大体百三十九ドルでございます。それで払下げ価格につきましては、輸入いたしました原価に必要な食糧庁のチヤージを加えまして、それでもつて払下げております。

○井上委員 この払下米、つまり碎米

なり黄麥米が、現実はいわゆる政府の

言つた点が、相当影響をいたして

おつたのではなかろうかと考えております。

○前谷政府委員 ちようどその時期に

おきましたは、貿易の決済時期が到来

いたしまして、金融上の関係が相当あ

つたのですなからうか。同時にその結

果、需給関係が相当供給増になつてお

つたといふ点が、相当影響をいたして

おつたのではなかろうかと考えております。

○井上委員 大体政府は、年間の砂糖

の需要を百万トンと抑えまして、毎月

大体七万トン平均で輸入をすればどう

に別に隔離をしないといふと、いい米

と一緒にして置くと、米は一緒に行く

のです。そうすればもうからぬ。もう

かるところに目的があるのでから。

ですから今のように一緒に倉庫に保管

して置いたら、どうしてもいい方が足

らぬようになつて来る。そこをあなた

の方で、もう少し現実というものをよ

くひとつ御監督されるようにしないと

いふと、今の小川さんのような問題が

起つて来るわけです。アルコールを使

いべきものが配給米に混れて行くとい

うのは、どういうことですか。そこに

問題がある。黄麥米というものは、払

い下げる際に必ず米が一緒について行

く。黄麥米というものは、人間が食べ

られるものでないのに、黄麥米を人間

が食べられることになつちやうんで

あります。倉庫において米を動かしており

かし方を、あなたは実際に見てないの

で。倉庫において米を動かしておつ

ります。そこが非常に食糧廳の上におつ

ります。そこで、非常に計算を出して指令して

書類の上で計算を出して指令して

おります。そこが非常に計算を出して指

令して、書類の上で計算を出して指令して

おります。そこが非常に計算を出して指

</

よつて一般の風質で入ることになるわけであります。

○井上委員 本年度の需給計画のうちで、これから輸入する分はどれくらいと見込んでおりますか。年間大体八十万トンか八十八万トンを入れるつもりですか。それで今まで入つておるのがどのくらい、これからどのくらい入れようと思われるのでありますか。

○前谷政府委員 昨年度の輸入の実績が八十万トンでございますので、現在といたしましては、その程度のものが必要かと思いますが、国内の消費の状況等も今後考えなければなりませんので、具体的には四月から九月までの半年間の計画を考えておるわけでございまして、今後十月以降三月までにおきましては、どの程度に輸入せしめるかということは、今後の事態の推移を考えたいと思います。現在までに、本年度といたしましては昨年度からの買付の流れと、それから本年の外貨予算での買付、それと五十万トンとございます。なお台湾との関係におきまして、二十万トンの協定があるわけでござります。これはまだ具体的には買付契約に進んでおりません。従いまして、本年度内におきまして台湾から二三十トンに入るといいたしますと――これは買付の時期その他についてはまだ決定いたしておりませんが、これが協定によつて台湾から入るといいたしますと、現在の確実に輸入される見込みのものは七十万トンとなるわけでござります。従いまして、今後の十月以降におきまする予算面におきましては、今後の消費実態等を十分検討して、さらにもう十万トン入れるか、あるいはそれ以下にするか、以上にするかということ

○井上委員 砂糖の輸入は、主としてこれは外貨割当ではなくに、貿易業者との優先外貨割当によつておるのでありますか、それとも例の自動承認制によつておるのでですか。外貨割当は全然これには入つてないのですか。これは為替局長の方からでも御答弁を願いたい。

○前谷政府委員 ドルのキューバのものにつきましては、需要者に対する外貨割当になつております。それから台湾につきましては、貿易協定がありまして、その協定の範囲内で外貨の割当によつて輸入しておる。優先外貨につきましては、さういう形では輸入いたしません。

○井上委員 そういう大ざっぱなことではなしに、五十万トンはもうすでに入つておるんでしよう。あとの二十万トンを、これから台湾のものを入れるわけでしよう。この二十万トンの台湾のものは、外貨によつて入れるのであります。

○東条政府委員 台湾との二十万トンの砂糖の決済の方法でございますが、これは御承知のように、台湾との間にはいわゆるオープン協定ができまして、つまり取引は米ドル建で取引をいたしまして、実際の決済はお互いに帳面につけております。そうして残高がます。スウェイニングの限度を超過いたしました場合には、それを現実の米ドル決済で相殺して行くというのが、日本と台湾との間の貿易決済のやり方であります。従いまして、結局帳面のしりを米ドルで決済いたします場合におきまして、当方が支払い超過になつておりますれば、米ドルをもつて決済する必要

がございますので、その意味におきましては、外貨をもつて砂糖を買つておられるということが申せるかと思ひます。一つの取引につきまして、現実の米ドル・キャッシュでもつて決済をする、さようなやり方はいたしておらぬわけでござります。

○井上委員 その次に伺いたいのは、一體食糧庁としては、砂糖は国際価格を大体一つの目途として国内価格をはじき出して行こうとするのか、またたく業者のそのときの恩恵によつて価格の変動を認めて行くのか、一體どういう政策をとろうとしておりますか。たとえば今のように法外な安い価格に暴落をするのをやめと見ておる。それがまた最近になると国際価格を上まわつて来出した。これがまた業者間に独裁法に触れるという問題まで起しておりますが、そういうことを平気で放任しておくのですか。食糧は、あなたも御存じの通り、あなたのものとおいても半月分は粉食をしなければならぬ状態に国民は置かれておりますから、粉食の場合には、砂糖はぜいたく品ではないに食糧化されておるのであるのですから、この砂糖の価格が上つて行くということは家計に非常に大きな影響をもたらします。そういう意味から、やはり一応安定さすという必要もありますから、その安定に対する基本的な方針を私は聞きたい。そういう関係から輸入その他の需給関係を伺つておるのであつて、これはまったく業者の、そのときどきの思惑によつてつり上げたり引き下げたりさすのか、それとも一定の限度で安定させるために、必要な裏づけの対策を考えておるのか、そこが問題なのです。

○前谷政府委員 井上委員のおつしやる通り、粉食普及の面におきまして砂糖が重要である。従いまして、砂糖価格の安定をはかるということは、われわれとしても希望いたすところであります。ですが、この価格の安定につきましては、具体的に配給統制とか、あるいは海外からの輸入でございますから、輸入量の調節によりまして市価の安定をはかつて参りたい、かように考えておられます。従いまして、国内の価格はおのずから輸入価格の原価、買つけた現物が到着しまったそのときの価格によつて決定され、あとは国内における需給関係で決定されるわけであります。が、できるだけ原価で決定されて、輸入における数量的な調整によつて大きく市場の安定をはかつて参る、従つて配給統制なり、価格統制がございませんために、時期的には多少変動があろうかと思いますが、年間を通じましては、できるだけ一定の価格に安定することが望ましいと思つて、せつか努めであります。

かりに国際市場が前途非常に不安であるということならば、一定の損失補償なりその他の方法によつて、あるときはよけい入れなければならぬときもありますし、よりましようけれども、価格の暴落、あるいは反対に暴騰を来すような不安定な状態を起さないように対策を講ずる必要があるうと思うのです。そういう対策が講じられなければ、結局製糖会社は少數の巨大資本でありますから、これがちよと打合せをすれば、たちに明日からでも砂糖相場はかわつて来る。だからわれくが砂糖相場の安定をはからうとする場合、法律によらぬならば、輸入に対する裏づけといいうものが十分立てられなければならぬ。そういう点をこの際にあなたの方で御検討願いたいということを私は申し上げます。

べてこれはそれ／＼の消費目的があるわけであります。従つてその消費責任者並びに消費目的が明示されて払下げが行われたのであるから、それがもしその目的に反して使用されたり、転用されたりした場合いかん、こういう質問に対しても、あなたは今後そういう先に對しては払下げを行わない、こういう御答弁がございました。従いまして、今後払下げを行ふか行わないかといふ問題の大きな前提となるものは、今まで払下げを行つた者がそういう申請書通りの条件規格に従つて消費されておるかどうか。このことは当然調査になつておることであろうと思ひます。そういう調査を一々されておるかどうか。その点について御答弁をしていただきたい。

うなつておるかということまでは、具体的には調査しておりません。○春日委員 そういう不正行為があつた場合においては、そういう人には今後払下げを行わない。こういうことが、あなたの方の払下げを行う場合における食糧管理の条件になつておるようあります。そうだとすれば、はたしてそれが申請通り処理されておるかどうかということを調査することなくしては、あなた方が今後の払下げの方針とか、あるいは払下げの対象の選択とか、そういうことができ得ないわけでは、あなた方が善良なる管理が行われてはいいことは考へる。従いまして、たゞいま小川君が指摘されております問題については、これは国民の膏血がそういつては、善良なる輸入されたものに対する補給といふことになります。そういうふうなことであります。そういうふうなことは、私は考へる。従つてこれは当然重大な関心事でありますので、それらの払下げを行われたものが、はたして申請通り消費されてしまうかどうかということを、私どもこの機会に理解する必要が大いにあると思います。従いまして、たゞいま小川君も要求されておりましたが、昨食糧年度において、政府から払下げをされたところの食糧の品種、それから数量、払下げ先、払下げ目的、払下げ金額、こういうようなものについて全部ひとつ資料として御提出を願いたい。私どもはこの資料によつて、はたしてそれが公正に行われておるかどうか。すなわち国民の負担したところのその差損金が、筋の通つた形において行われるかどうか。この点は国会の権威においてつまびらかにしなければな

られた資料につきましては、払下げを行つたその種類、申請者氏名、その数量、価格、これについて細大漏らさずは国会の監察委員会なり、あるいは会計検査院において、あるいはまた検事局なり適当の機関を通じて、これが公正に処理されておるかどうかを調査することによつて、そういう疑惑を一掃する責任があると思いますので、その資料をここ一両日中に御提出を願いたいと思います。いかがですか。

○前谷政府委員 払下げにつきましては、一応形式といたしまして、たゞおば府県に割当をいたしまして、府県が指定をいたしましたものに、府県において売却するという場合がござります。この場合におきましては、その後の責任は一応第一次監督官庁として、府県がやつていたらくという形になつておりますし、また指定工場等については、それ／＼の監督官庁がありまして、その監督官庁の配分計画に応じまして、われ／＼はまた指定されたものについて配分するわけあります。従いまして、そういう点につきましては、もちろん第一次の直接官庁はまた別途にございますが、もちろんわれわれといったましても、払い下げましたものについての関心は十分持つておられます。ただいまの払下げ数量につきましては、昨年度でござりますので、一両日に全部そろえることはできませんが、できるだけ早く調べまして御報告いたしたいと思います。

○春日委員 それは問題が重大でありますので、少くとも今週中くらいにひとつすみやかに——それは値段の値引引きをして払下げを行つたという特例のケースに基くものについて、ひととおりの資料を御提出願いたい、これを聆くを願望いたします。

それから為替管理局長にお伺いをしたいのですが、数日前の新聞によりますと、砂糖の価格を砂糖の精製業者がつり上げることのため、通産省に外貨の割当の制限をしてくれといふ要請が行われ、しかもこのことは紛禁法に違反をする嫌疑があるので、公取委員会が通産省に抗議を持ち込んだとか、あるいは注意を喚起する処置を行つたとかいうことが新聞に報道されておりました。ただいま井上さんから指摘されましたように、何となく砂糖の輸入を抑制せんとする運動に出でてはだづついて来たので、この価格を維持し、あるいはもう少しつり上げるような方途として、精糖業者たちが原糖の輸入を抑制せんとする運動であります。こういう問題提起は、当然食糧品に関する、生活費の問題に関連する重大問題でありますので、はたして原糖輸入に関する外貨割当を制限してもらいたい、抑制してもらいたいという要請がそういう方面から行なわれてはいるかどうか、あるいはまた行なわれたならばどうする方針であるか、これについて御答弁を願います。

○東条政府委員 砂糖の輸入についての外貨の割当なしの問題でござりますが、これは、私がお答え申し上げるよりは、ほかの官庁が申し上げるのが適当かと思いますが、お尋ねがございましたので、一応ちよつと申し上げます。御承知のように砂糖に限りま

とになりますのであります。半年ごとにきめる場合のやり方といたしましては、関係者の事務当局が寄りまして案を作り、閣僚審議会の議を経て、砂糖に幾らの外貨を割当てるという決定の手続をとるのであります。上期の外貨予算におきましては、先ほど食管長官から御答弁がありましたように、一応確定いたしているものといたしましては台湾糖の二十万トンを予定いたしましたして、トンCIF百十五ドル、二千三百万ドルというものを予定いたしてあるわけであります。もちろん輸入貿易の問題でござりますから、この二十万トンに限るとか、あるハド(どうしろ)という問題ではありません。必要がありますれば、所要の手続を経まして外貨予算の変更をいたすわけであります。しかしながら、この台湾の二十万トンと申しましても、政府といたしましては二十万トンまで輸入してもよろしいといういわばわくでありますて、あとは実際砂糖をどういう時期にどういう数量で入れますか、これはあるいは農林省方面の内面的な指導があるかもしれませんのが、純粹な法律論からいたしますれば、これはもう民間の商売の問題であります。台湾の二十万トンの輸入が現實にどういう時期に、どういう数量で行われるかということは、これは政府が一方的にさしつけるわけには参りません。それから今お尋ねの最近の砂糖の市価等にかんがみまして、砂糖の輸入業者、あるいは精糖業者等に、いろいろの考え方があるかどうか、この点は大蔵省の私といたしましては、公式には承知いたしておりません。まただいままで、関係当局か

私たちといたしましては協議にあづかつておりません。しかしただいま申し上げましたような予算の手続に相なつておりますので、政府といたしまして、二十万トンの台湾糖の輸入の予算の削減をするという手続までとろうとすることござりますれば、これは当然大蔵省といたしまして協議を受けまして、また政府部内の相談ということになるわけあります。今日までのところ、この予算更につきましてもお話を聞いておりません。

○春日委員 それでは食糧庁長官に向います。が、大体そのわくの決定でや、輸入外貨の割当は、その商談が成立したその都度相談にあずかるものであらうと思います。従いまして、先般新聞で指摘されておりましたこの動きは、当然現在行なれようとしている動きであろうと思うのであります。これについてあなたの方に、業界から何らかの要請が行なれたかどうか、かりに行なわれたとするならば、どういう措置をとろうとするか、御方針を明確にしておいていただきたい。

○前谷政府委員 払下げの方法なり何なりにつきましては、ただいま為替局长が御答弁されました趣旨と同様に考えりおります。それからわれくの方に対しまして、現在砂糖業界から、そういう外貨の払下げ制限その他についての申出はまだございません。ただ外貨の割当の方式につきまして、現在台湾、キューバにつきましては、需要者割当をいたしております。台湾につきましては、具体的に希望に応じてやつておるわけです。それでこの方式について再検討をしてもらいたいというふうな要求はあるわけでございます。

が、具体的にこういう方面で再検討してもらいたいというふうな由出はございません。われわれといったしましても、現在まだこの方式を変更するというふうな考え方はいたしておりませ
ん。

との間ににおいてそういう交渉が行われ
ておつたとすれば、その交渉の内容を
つまびらかにひとつ発表願いたいと思
うのであります。いかがであります
か、これについてちよつとお伺いいた
します。

○阪田政府委員 ただいまのお尋ねの
点であります。賠償に指定されてお
りました機械は、講和条約発効のとき
まで指定を解除されていなかつたもの
については、講和発効と同時に、当然
賠償指定という事態が解消したわけで
あります。日本政府におきまして、そ
の意思に従つて処分ができるわけであ
ります。ただ多少問題になりますの
は、現在向うで駆逐軍が使用したい、
こういう話がありまして、保留されて
おる機械がわずかございますが、それ
以外のものについては、指定解除とい
うようなことなしに、講和条約発効と

か、これは徴収済みになつておるか。それから今度は払下げ申請をして来ておりますが、払下げ申請をした日はいつつか、払下げの認可を与えた日はいつか。それからいぜん申しましたが、払下げ物件の品目と評価、これを明確にしていただきたい。今おわかりになつておるところだけつこうですから、御答弁を願いたい。

○阪田政府委員 最初の使用申請の問題であります、これはちよつと今話が出たことであります、講和条約発効前におきましては、この地区は賠償指定になつておりましたので、賠償指定中の機械の一時使用申請ということが、この甲斐田地区の方につきましては、二十六年の十一月に使用申請が出ておつたことがございます。しかしそれは、賠償指定中の問題でありますので、先ほど申し上げましたように、講和条約発効とともに、この問題は解消いたしたわけであります。それで、その後になりまして、会社から売払いの申請が出て参つたわけであります。申

なつております。これに對しての貸付料につきましては、現実に使つた物件、施設についてちょうど十月一日から二十八年三月三十一日、二十七年度末までの分を調定済みでございます。その後のものにつきましては、追つてまた調定をするということになつております。

○井上委員 二十七年度末までに何ぼ使用料をいたしましたか。

それから講和発効までは、これはどういうことになつておりましたか。ほつたらかしてありましたか、それともこれはかつてにせよということになつておりましたか、どういうことになつておりますか。

○阪田政府委員 使用料につきましては、実は現地の財務局の方で徵収いたしておりますので、その數額をただいま照会中でありますから、わかりましたら御連絡申し上げます。

それから講和発効までどうしておつたかということであります、これは賠償指定施設ということになつておりますので、これを完全に保存するため、政府といたしましても、管理人を置きまして、監視要員等をも配置いたしまして、そのままの状態におきまして保管をして來たという形になつております。

○千葉委員長 午後二時まで休憩いたします。

それから管財局長にお伺いをいたしました。やはりこの間の賠償機械のことになりますが、伺いますと、これは連合国 の所有であります。従いまして連合国がこれを解除して、そうしてこれを日本の中小企業者にやはり新旧交換の形で払下げを行つてもいいという承認を彼が与えた、この中にはそれ／＼しか／＼の条件があるであろうと私は思います。連合軍と日本政府との間ににおいて、賠償機械として一応くぎづけされておつたものが解除されるについては、どういう方法で、またはどのよくな対価で、どういう対象に払下げを行いたいという申請が行われ、それに對して連合軍は、各それ／＼の条件なり、希望なりを付して応諾をして解除に至つたと思うのであります。従いまして、私はこの機会に、政府と連合軍

同時に当然日本政府でやれる。その間先方から何ら話を受けたこともありますし、約束、条件等を付せられるという事実もございません。

○春日委員 何もありませんか。

○坂田政府委員 はい。

○春日委員 わかりました。

○井上委員 ただいま伺いました枚方造兵廠の払下げについて、もう一応はつきり確かめておきたいのですが、この払下げ物件は、最初小松製造所の方からここを使わしてくれという使用申請が出ておるはずですが、その使用申請をいたしました日はいつか、それに許可を与えた日はいつか、それから使用申請をしました場合の使用物件はどういうものを申し出で来ておるか、それに對して貸し与えました場合の料金はどういう料金で徵収しておる

和条約効果とともに、この問題は解消いたしたわけあります。それで、その後になりますて、会社から払いの申請が出て参つたわけであります。申請の出て参りましたのは甲斐田地区につきましては二十七年の十月、中富地区につきましては二十七年の八月ということになります。

それから先ほどお尋ねの使用という問題は、賠償指定施設の一時使用という問題も、実際に入つて使用するという問題ではないかと想像いたしますが、この問題につきましては、甲斐田地区の方はただいままで入つて使用いたしておりません。それから中富地区の方につきましては、二十七年の十月一日から立入りを認めまして、立ち入つて補修、調査等をいたし、さらに部分的には動かしておる、かようなことに

から講和発効までどうしておつたかということになりますが、これは賠償指定施設ということになつておりますので、これを完全に保存するためには、政府をいたしましても、管理人を置きまして、監視要員等をも配置いたしました、そのままの状態におきまして保管をして來たという形になつております。

午後一時二分休憩
午後二時二十五分開議
○千葉委員長 休憩前に引続いて会議を開きます。
○福田(繁)委員 さきの理事会の結果に基いて、委員長の方から大蔵当局に

なつております。これに對しての貸付料につきましては、現実に使つた物件、施設についてちょうど十月一日から二十八年三月三十一日、二十七年度末までの分を調定済みでござります。その後のものにつきましては、追つてまた調定をするということになつております。

○井上委員 二十七年度末までに何ぼ使用料をいたしましたか。

それから講和発効までは、これはどういうことになつておりましたか。ほつたらかしてありましたか、それともこれはかつてにせよということになりましたが、どういうことになつておりましたか、どういうことになつておりますか。

○阪田政府委員 使用料につきましては、実は現地の財務局の方で徵収いたしておりますので、その數額をただいま照会中でありますから、わかりまし

対して、例の払下げ物件に関して、大蔵委員会では一應これを問題として取り上げておるから、大蔵大臣の承認することは暫時見合せてくれという強い要望を、大蔵委員会の名のもとに委員長からしておいてもらいたい。

○千葉委員長　ただいまの福田君の動議のことと決するに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○千葉委員長 異議ないようでござりますから、さようとりはからいます。

○千葉委員長 午後は、昨日に引き続き、まして、本委員会における国政調査の一環として、中小金融及び類似金融対策に関する件を議題に供します。

て申し上げました通り、現在の中小企業の金融難につきましては、その対策が十分とは言えません。既存金融機関との間隙を縫つて、いわゆる株主相互金融等はます／＼発展し、今日ではその資金量も数百億円に達する盛況を呈しております。これが零細金融に対する社会的割合いも必ずしも無視することができないのです。単にこれを取締るだけでは、問題の解決にはならないと考えます。さらに保全経済会等の匿名組合組織による利殖機関の横行は、金融秩序の維持等から、これを放置することは適当ではないと考えますので、本委員会におきましては、

以上申し述べました中小金融対策、特に株主相互金融等のような類似金融にいかに対処すべきか等に対しまして、参考人各位の御意見を拝聴いたしましたて、本委員会の審査の参考に資したいと存じます。

なお本日御出席の参考人の方々は、信用金庫協会常務理事安武善藏君、東京信用協同組合会長佐々木三郎君、全国相互金融協会副理事長宮本平八郎君、全国金融業団体連合会会長篠塚長太郎君の四名でありますて、発言の順位等につきましては、委員長に御一任せ願いたいと存じます。

それから発言の時間につきましては、お一人約十五分くらいでお願いいたしたいと存じます。

それではまず安武君にお願いいたします。

○安武参考人　ただいま御指名を受けました全国信用金庫協会の常務安武でございます。

お話を申し上げます前に、関係がら信用金庫の現況につきましてお話をいたしたいと思います。信用金庫は、御承知の通り、一昨年法律が施行せられまして、従来の信用協同組合から組織を変更して参ったものでございますが、本年の六月十五日をもまして、この改組期間が満了いたしたのでございました。従つて組織面におきましては、態勢が一応整つたわけでございますが、これによりまして、全国に五百六十一の信用金庫が誕生を見たのでござります。そうして国民大衆、特に中小企業者の金融にそれゝ活動をいたしておる次第でございます。信用金庫の現況につきまして大ざっぱに申し上げてみますと、現在預金総額が、この五月末

におきまして千六百五十億でござります。これを金庫法施行前、すなわち二十六年の五月末に比べますと、当時が五百二十六億でございますので、まさに三倍になつておるわけであります。従つて法施行後の二年間におきまして、一千億を増加したということに相なります。これは信用金庫の制度が非常に確立されまして、一般大衆に受けました面と、業務の面が非常に拡大され参りましたして、現下の中小金融の逼迫に相ことたえました結果であらうと思ひます。

このような増加ぶりを昨年の各金融機関別の貯蓄目標の達成率について見ますと、銀行が一四一、相互銀行が一二一、郵便局が一三四に対しまして、信用金庫は最も優秀な成績で、一六二という指數を示したのでござります。

このような資金量の増大は、中小金融に対します貸出しの面におきましても、飛躍的な増加となつております。その額は、手形の割引を含めまし

るわけでござります。従つてこれらの
一件あたりを見ますと、大体十四万円
くらいのところでございまして、最近
一、二年では一万円から二万ずつ一年
に上つておりますので、信用金庫は、
零細企業や中小金融を忘れたのではない
いかという難をする向きもあるのでござ
いますが、決してそうではなくござ
ません。試みに一番最後の表に金額別
の貸出し状況を差上げてござります
が、本年の三月末の数字がまだ未調査
でございまして、二十七年三月末の表
をごらんになりますと、十万円以下の
貸出しが、人員にいたしまして六五%
金額にいたしますと一六%という状況
でござります。かりに三百万円超のも
のを考えてみると、人員にいたしま
してはわずかに〇・一%、金額で八・
七%を占めておるという程度でござい
まして、大体三十万円以下が中心にな
つておるというのが、その表に如実に
現われておるわけであります。

状況では、中小企業の振興はできないわけでございまして、やはり中小企業にとりましても、できるだけ安い金利のものを提供しなければいけない、こういうふうに考えるでござります。なお株主相互金融の様式によりますと、株式をお引受けになりまして、三倍までは原則として貸されるということですがよく言われておるのでございまが、この三倍を貸すということでは、担保も十分ない、また信用でお貸しになるわけでありますので、こういうようになにただ数学的に三倍まで貸すといふことは金融常識からいいまして、きわめて危険なものではないか、やはりほんとうに貸せる人と貸せない人をつかりと判別すべきではないか。そういうことでございますので、三倍まで貸しますと、集めました資金よりも常に三倍の資金が必要でございますので、資金がふえております場合はそれも成り立ちますけれども、資金の増加が鈍化して参りますと、そうしたことができるについと、いうような面からも、これは制度的に不十分ではないかというふうに考えます。そのほか先ほど申しまして、たとえば、集金等によりましてサービスをされておりますが、これの入件費、あるいは利息に相当するものから考えてみますと、相当コストの高いものでござります。この点は先ほど申しましたように、もつと安い金を中小企業者には貸してやるという建前からいたしましても、相反するものだというふうに考えます。これを利用しておる人たちも、あるいはごく零細な人も多いと、大手会社、有力会社の手形の不渡りの問題に関連をいたしまして、こうした

金がかなり利用されておつたといふことが現われておるのでございまして、これは言われる通りの、必ずしも零細企業者だけのものではないということは、経済破綻といいますか、そうしたものの温床になつてゐるのではないかと、いうことを憂うるわけであります。この問題につきましては、前国会のとき、銀行局長から、法令的に適法に処理されておりまして、現在では非合法とは言えないという説明がなされたのでありますけれども、私は今申しましたような点から、むしろこれは商法上に不備があるとするならば、商法の改正もいたしまして、こうした制度の発生の余地のないようにすることが必要ではないかと思います。現在金庫という名稱を使用の禁止の法律が御審議中と伺っておりますが、これもけつこうでござります。特に私どもは信用金庫といたしまして、これらの金庫と非常に似通つた名前でござりますので、大衆がどちらか判別がつきかねるということです、いろいろな場合に迷惑しておりますので、ぜひともこれはすみやかに通過させていただきたいというふうに考える次第でございます。

まず中小金融対策の根本といたしましては、何としても資金を増加させるということが必要でございます。これがあたためには、各既設の金融機関も眼睞になつて資金を吸収いたしまして、貸出しの源泉をつくることに熱中しておりますわけでござります。また政府におきましても、国庫の余裕金、あるいは地方公共団体の余裕金の預託ということも行われておりますが、これも今後はなお増額して、ふんだんにまわし得るようにしていただきたい。しかも期間的にも、さらにこれをもう少し長いものにして、長い期間の金にしていただきたい。こういうふうに考えてます。それにつきましては、現在の国庫余裕金では、諸般の関係で困難であると思われますので、資金運用部資金を中小金融の専門機関に預託し得るという道を開いてほしいと思います。この資金でありますれば、やや時間的にも長く活用できるのではないかと思いまして、現在地方公共団体への貸付なり、あるいは社債の引受け、政府機関への貸付等に限定されておりますのを、信金庫等の中小金融専門機関にも預託できるよう、法律改正をしていただきたいというふうに思うわけでござります。

四、五万というふうに伺つておりますけれども、この貸出し限度はむしろ私どもは引下げまして、そうして零細企業の、しかも中以下のところに専念をきせるということが適当ではないかというふうに考えます。特に今回おなじく中小企業公庫の方に設立されると、いろいろ情勢下でござりますので、百方二百万というようなところは、でき得れば中小企業公庫の方にまわしていくたゞいて、五十万ないしは三十万以下のいわゆる零細企業、零細金融に専念をきせるというふうにして行つてたくさん的人がこれを活用できる利用できるというふうにした方がいいんじやなしとかと思ひます。

それからいま一つの問題といたしまして、それに関連をいたしまして、どうも政府の方におきましては、中小企業といいますと、すぐ最高が一千万とか、あるいは従業員が三百人といふようなところで線を引いておるわけですが、ありますから、もちろんそれらのところでも中小企業には違いないと思うのですが、ござりますけれども、中小金融のはんとうの金の必要なものは、五十万から一百万、あるいはもつとそれより以下のものでありますので、特に政府機関であります場合におきましては、一般の金融機関から融資を受けることの困難など第一條に書いてあるのでござりますので、ねらいを中小企業のうちの中以下のところに重点を置いてやっていただきたい、こういうふうに思ひます。

それからいま一つは、金ができるましても、やはり先ほど申しましたように借り得ない、いわゆる信用度の低い人があるのでございまして、この面をい

わゆる信用力を補強するというのではなく、ひとも必要ではないかと思います。現在も信用保証協会の法制化なり、あるいは中小企業信用保険の拡充強化はかられておりますが、私はこれらもつと政府の力で拡充をしていただきたい。特に十万円以下くらいの特別保証制度、あるいは保険制度といふうなものをつくつていただいて、そによつて、先ほど申しましたように、信用力の薄くて既設の金融機関から借り得ない、正常の形では借りがたい、いう方々には、そうした十万円以下で簡単な保証をつけまして、それによって金融機関は積極的に出すというよな裏づけをすることが必要ではない、と思います。それらの資金につきましては、私こまかく計算はしておりますが、そう大した金が必要であるわけではありませんので、せめて十億から二十億程度の保証で、最高限度を非常に低いところに置いていただければ、十分活動ができるんじやないかといふうに考えております。

これが強制的に信用金庫に移行するといふ仕組みでございません関係から、そうしたように性格的にはつきり分離しないで、一般地域の組合も金庫にならないでおられる向きもあるわけござります。特に法施行後におきましては、府県認可の組合ができるて参つておるわけでございまして、これなどは本多數が一般区域を対象にいたしております。なぜでございます。従つて、そういう性格的な分離が現在ではきわめてあいまいに相なつておるわけでございまして、従つて、それらの信用組合の方々から、員外預金を信用金庫と同じようになぞらしてくれという要望がござつておることを聞いておるのでございますが、性格的に、信用組合はあくまでも組合員のものでありますから、組合員の現在程度の預金に限定すべきでありますし、もし一般大衆を対象としてやるということになりますれば、いわゆる員外預金を扱うということとござりますれば、その制度こそ、これはありますけれども、問題は解決するのではないか。従つて制度としては、信用金庫でございますので、信用組合から信用金庫へ移行するような道を開いてやりさえすれば、問題は解決するのではないか。員外預金をやる信用金庫と、やらない信用組合、この二つの制度がここにはつきり確立されるということになるわけでござります。その点をお願いをいたしたいと思う次第でございます。

の一つの破綻が、全体の破綻の先がけにならないとも限りませんので、これらにつきましては、現在府県の監督下にあります、今すぐ設立の認可方針なり、あるいは監督方針を強化していただくということが望ましいのではなれば、金融の一元化からいたしまして、大蔵省の管轄に返すことが適当ではないかというふうに考えております。

以上二、三の問題につきまして私見を申し上げたわけでございますが、これで私の説明は終ります。なお御質問によつてお答えしたいと思います。

○千葉委員長 質問はあとで一括してお願ひします。

次に、佐々田さんにお願いいたします。

するためには、この員外貯金を信用組合にも許すという方針に出た方がよくはないか。信用組合も信用金庫も同じく中小金融に携わって、少しもその間に差異がないといつてもいいものであります。これをその名前を違え、またその監督官庁を無理に違えて、そうしてお互いに競争を激化するというような方法は、非常にまずいことだと私は思うのであります。且下議員の方々にお願いいたしております法律改正の点は、ぜひ議員立法として通過いたしまるよう、切にお願いいたします。

箇月程度になりますが、預金の総額が一つの信用組合で五億円ないし四億円、あるいは二億円というふうな数字を御発揮になつてゐるものも四、五あるような次第でありますと、非常に順調なる進歩をいたしております。先ほど申しましたように、東京都内の信用組合の総預金が四十二億五千万円ありますけれども、全国的には、信用組合の数は旧制を含せまして約三百七十、これは今はつきりした数字が出て来ないというのは、つい最近旧制の信用組合が各都道府県知事の管下に入りましたて、はつきりしないのでありますから、約二百七十であります。預金の総額は約三百億、こういうようなことになつております。漸次こればかりづばに進展して行くものであると信じております。

からもう少し突き詰めて研究してみたい
ら、取調べてみたらばよくはないかと
思うのであります。それで最近新聞に
帝國化學とかいろ／＼出ておるよう
であります、いわゆる類似金融とい
うものは、必ずしも中小企業者のみの問
題ではなく、かなり大きい方の連中が
これを利用しているのじやないかとい
うふうに推察するのであります。大き
い方がこれを利用するということは、
勢い金額も非常に多いのであります
て、またそれに金融する方も比較的に
手数がかからなくて、有利に回転する
というようなことにもなるであります
ようし、中小企業の方は、小さくて手
数はかかるし、あんどうどいうよう
なことになつて、むしろ特殊金融の方
は、そういう大口の方、中、大という
方面にかなり働いていられるのじやな
いかと考へてもみたのです。私は一々
調べたのじやないからわかりません。
そういうことがありまするならば、そ
れは何かその方面に手を打つことはで
きるのではないかと思ひます。しかし
具体的にどうするということは、私は
ちよつと今申し上げることができませ
ん。

庫、あるいは相互銀行、こういう主として中小金融事業に携わつておる方面に向つて政府からの預託金をずっとふやしてもらうということが多いことだと思います。私の考えでは、歳入の一割くらいはそういう方面にまわされてもよはないか。日本全国で中小企業者の納める税額も相当に大きいものであると私は思うのでありますて、歳入の一割くらいを中小金融機関に預託して、それをよく運営するということとは、決して無理なことじやなく、当然のことではないか、こう考えるのあります。

以上が私のごく雑駁な考え方でありますて、なお御質問がありましたならば後ほど伺うことにいたしまして、これで一応私は終りたいと思います。

○千葉委員長 質疑は後ほど承ることにいたしまして、次は全国相互金融協会の副理事長宮本平八郎君。

○宮本参考人 私ただいま御紹介いたしました宮本平八郎でございます。

本日、われくの業態につきまして、何か説明せよとの御連絡をいただいたのでございまして、ここにまかり出たのでございますが、実は株主相互金融につきましては、その創始者でございまして、われくの指導者としてこの道に精通しております大西理事長が、去る二十六日商法違反の容疑のゆえをもちまして検挙せられまして、現在お勾留されておるのであります。こうした事情によりまして、この道に最も精通しておりますわれくの大西君が皆様方の前に立つて、この新たなる金融ケースであります株主相互金融について御説明ができないことは、本人はもとより、私ども業者もまた非常に残

急に存するのであります。

今から四年前に、殖産会社の整理統合と悪質金融業者の続出を防ぐために、貸金業に関する法律ができまして、殖産会社のある一部のものが殖産無尽会社として免許せられ、法律上の保護を受けるようになつたのであります。これに反して、その免許を得られなかつた殖産会社の多くが次々とつぶれて、当時は大混乱を來したのであります。が、その混乱の中からおのずから芽はえ、大衆みずから手によつてつぶされ、すくすくと伸びて来たのがすなはち株主相互金融の存在なのでございまして、昭和二十五年ごろは、業者の総資金量は三億円程度であつたのでございますが、昭和二十六年の中ころには五十億円と推定されます。二十七年には二百億円、現在では三百億円に達したのであります。これは会社の数の増加にもよるけれども、より多くの原因は、一つの会社が大きく育ち、かつその組織が全国各地の庶民層に浸透して行つた結果と思われるのであります。最近は、株主相互会社に対する良否の識別を大衆が会得したので、内容充実の会社は一段と規模を増大する傾向にあります。そしていまや株主数は二百五十五万と称せられるに至つたのであります。戦後庶民零細金融を要とする国民大衆の数は膨大に上つております。いまや零細金融の要望は社会的要望となつておりますことは、各位のすでに御承知の通りでありますが、庶民の期待をもつて誕生しました相互銀行も、零細金融を行ふには不合理な金

利制限のためか、最近は庶民大衆から離れて行つてしまつたのであります。昨今ではめんどうな日掛や、一万、二万の貸出しはやりたくないと申出た事実の数々を私たちは存じておるのであります。庶民金融の問題の解決の方法として、国民金融公庫のことき国家機関において小口貸出しを積極的に行えます。そういう要望のあることも聞いております。しかし私たちの考えといたしましては、小口金融と庶民金融とは本質的に相違するものであると存ずるのであります。そもそも庶民金融の要件は、庶民大衆の感覚に合致した金融でなければならぬと思ひます。簡便と迅速と確実とがその要件であります。質屋業の発達がこのことの有力なる証明と存じます。社会的、経済的信用の薄く、担保物件も失つた今日の大衆の要望するものは、質屋さんのように、手軽に、迅速に、そうして質屋よりも少しばかりでも大口に貸してくれる庶民金融機関の確立であります。金利が高いという非難も聞いております。しかしさくとも協会傘下の会社は、いずれも会社運営上最低の金利を目指しまして、日歩十銭程度の利息をいただいておるのであります。社会通念上、決して高利をむさぼつてているのではないであります。日歩五銭にせよ三銭にせよ、借りることができない金は、零細庶民にとつては何の役にも立ちません。また日歩五銭だ三銭まで金が借りられたとしても、このために五日も十日も日参しなければ借りられないようでは、かえつて高いものにつくといつて庶民は嘆いております。こうした言葉が零細庶民の間からかもし出されてゐる声であるということを、御一考願い

たいのであります。そこへ行くと私どもの株式相互金融では、借りるためにまつたく自分の時間をとられない。家へ届けてもらつて日歩十銭であるといふことが強みとなつてゐるのでござります。また五百万とか一千万という貸付になりますと、金利が安くなければ借り切れないのであります。一万円という貸付になりますと、その使い道によつては相当の利得をあげ得るものであります。一箇月の利息として三百円也五百円差引かれましても、さほど響かない額なのであります。それゆえにこそ零細庶民は、めんどうな手続きとおそらく手間のかかる低利の金よりも、われくの機関を利用する結果となるのであります。零細庶民の要求する金、というものは、事業家の要求する金とはまつたく性質を異にしておるのであります。たとえば一万円借りてリヤカーを買つて、これを元にその日の引売り八百屋を始めれば、その日から乏しいながらも生活ができるのであります。こういう人たちは、日歩五銭か日歩十銭かという問題はさほど問題にならないで、手取り早く借りられるかどうかということが先決問題なのでございます。のみならず私どもの方の資金には、月三十万という、毎日足を運ぶ経費がかかつておるのであります。こうした特殊の点を御慮りただけまするならば、おそらくは私たちの株主相互の金利が、先ほども大分高い／＼とおつしやられましたけれども、そうした高いという御非難もおのずから解消されるのであるまいかと、かようして存するのであります。また金利については、この一日に開店された東京労働質庫で労働組合員には月

利四分、一般からは七分をとつております。質物を置いてそういう利息が計算されてゐる。これが庶民金融の実際の姿であります。すなわち庶民金融の全利は、銀行の金利とはまるで性質の違つたものであります。

次に、私どもの営業状況を申し上げますと、株主相互金融にありましては、株主に対し毎日支那開港まで訪れ、貸付の手続は一切集金人が受持ち、貸付金は株主の家にお届けするという完全なサービスを続けておりますので、それゆえに焦げつきがます第一に非常に少ないのであります。その率は一%未満なのであります。また株主優待費の方は一日歩四錢ないし五錢お渡しして、日歩十錢ないし十二錢でまわしておりますので、集金費その他一般経費を差引きますと、そこから多額の利益が出るということはないのであります。いわば少々の黒字を出して、サービス本位に庶民に奉仕することを念願としているのですございます。従つて経営者の多くは、私財を注ぎ込んで会社を育てながら、得るところの報酬はきわめて薄く、中流のサラリーマン以上には出ていないのが実情なのでござります。こうした私どもの営業の実情を御理解願いたい、かように存ずるのであります。

最後に一言つけ加えさせていただきますが、私ども業者は、前述いたしましたように、四年前から幾多の困難と闘ひながら、零細庶民の金融面のお世話をやいて來たのであります。その間、法律上幾多の疑問も感じ、業者相寄り互いに研究しつつ、常に謹法精神をもつて運営して來たのですが、最近御承知のことく、同業者に対する當

業停止の問題があり、さらに冒頭申し上げましたごとく、商法違反の罪に問われて、われくの指導者大西君その他が相次いで検挙せられまして、業界はもとより、二百五十万の株主大衆の動搖もはなはだしくなりまして、一時は收拾し得ざる事態に立ち至るのではあるまいかと案ぜられたのであります。が、ただいまでは、ようやく平靜を持ち続けている状態であります。課税上の問題を初めとして、多くの問題が時を同じくしてわれくの業界に圧迫を加えております。この勢いの進むとき、河野銀行局長さんのつぶす意思是はないとの声明にもかかわらず、実質的には違った結果が招来されると思われる所以であります。相互銀行協会の上山さんが昨日喝破せられました通り、これらすべての問題は、大蔵当局の異常なる強い決意に基くものとわれくはかように考えておる次第であります。

が、多額の資金を投じて営業不振になつてゐるものもかなりござります。ことに債権者会議において見らるのであります。して、ことに先月におきましても、債権者二名に対し二十八名、債権者三名に対し三十数名というもくり金融業者がひそんでおるのであります。これは、ただいまこの会議においても、類似金融の防止点について、最も重要な見方をもつて見ていただかなくてはならないと信じます。警視庁、または国警、あるいは大蔵省財務局等におきましては、貸金業者に貸金業法の精神を徹底せしむべく指導するとともに、外にありては、貸金業外のもぐり金融撲滅のために腐心されている点は、大蔵委員の皆さんと、また社会大衆の認められるところであろうと私は信するのであります。この点において金全連なり、東京都組合は、もつばり年々の事業として努力しておりますが、遺憾ながら、これも全金連等は行政的な権力をもつております。しかして私は第一に、これらに対するもつと強い制度を、あるいはその他の方法を講じ、またはもぐり撲滅のために、全金連の事業に対しても支援する方法を講じてもらいたいと思います。第二には、まずわれわれの資金の融資に対しては、遺憾ながら補償制度が設けられておりません。貸金業者は、資金の受け入れを禁止されてしまいますことは、皆さんも御承知と思います。銀行等は預貯金の受け入れを許されておりますから、比較的有利で営業することができますが、政府の方針は、貸金業者は、いずれも自己

資本たるべし、いわゆる自己資本でな
えという。貸金業法第七条で、不特定
多数の者からの預貯金の受け入れ並びに
経済的性質を有するものの受け入れを禁
止されておりますが、ここで一應皆そ
んとともに考えなくてはならないこ
とは、国民大衆の四百三十三種類の業者
が、いろいろな形において許可、免許
その他の方法で行われておりますが、半面におい
ては、消費貸借については借り入れの面につい
ては何らの拘束を受けておらないのでな
ります。しかるに貸金業者は、損害
補償制度がありませんし、半面におい
て、資金の受け入れには相当の拘束を受
けておるのであります。これらの占
についても、何らかの低利資金の受入
れ、あるいは銀行等より貸金業者に対
する融資の面を、政府において考
えていただきたいと私は考えておりま
す。

のに対し三万円ないし三万五千円しか貸しませんが、貸金業は、七万円ないし七万五千円を貸し付けるという状態でありますので、利息の点からも、あるいは中小企業に対する融資についても、いかに貸金業者が社会の金融面に貢献しているか。

では貸金業者の融資量はどのくらいかと申しますと、全国で、自己資本金融から融資した面は、九百億に及んでおるのであります。その職業別の統計については、まさに工業が一四・一%、商業が四五%、その他に属するものが四〇・九%になつております。また銀行等金融機關と、われく貸金業者より融資される個人的人員の数の比率を見ますと、何と銀行等の融資は一・九、われくの方は八・一といふかなりの差を見ているのでありますから、そこにわれくの使命の重大性を感じるとともに政府または社会大衆の方々に、貸金業者を重視する点について、特に強調しておきたいと思うのであります。

またわれくは、次に申し上げますところを十分に考慮しております。それは業界の自衛自省と、並びに金利の引下げについて、時代の推移を感じるとも、逐次引下げて行きたいと業者自身が考えております。しかしながら、戦後銀行等の融資しない当時に、貸金業者以外のところから十日一割、十日二割という金利を見たり、たまたまわれくの団体に所属していない方で、十日一割、十日一割という金利を見たのであります。われくは特に進んで金利の引下げの自由競争ということをもつてお客様を吸収しておりますが、低いものは十一、二銭から、また

指導利息程度の金額にまで及んでおりません。しかしながら金利は、資金の需
要供給に応じて決定され、また社会の
経済情勢にかんがみて決定されるもの
であります。法律的に見ますると、
昭和五年の青森の裁判における事件
の、六年の東京の大審院における判決
を見ますると、あの物価指数の安い当
時に、一円という日歩が認められた時
代がございます。これはどういう理由
で認められたかと申しますと、荷蘭の
利息でも、債務者が利益が上るとい
う意識において借りたものはさしつか
ないということが判決文に書いてあり
ます。いわゆる経済人対経済人、債權
者と債権者が互いに貸したり借りたり
すること、双方ともうかるという意
識において貸したり借りたりすること
はさしつかえないという判決でありま
す。もちろんわれくは、物価指数の
安いころに一円の日歩であるから、今
日は六十円の日歩なり百円の日歩をと
ろうという考えは絶対にないので、進
んで金利を引下げようと考えおりま
すが、これまた現在の情勢において
は、いささか時期尚早の感があります
から、もう少し延期してもらいたいと
いう点が、昨年の高金利法案の当時の業
界の陳情でございました。特にここで
高金利法案の面を見ますと、大蔵省に
おいては、金利の最高限を、現在の指
導利息の線に持つて行つた線は妥当な
ものと考えたものでありますから、慎重
に考えなければならぬと思います。
その理由は、貸金業の法律を昭和二十
年に施行し、数年間実施の経験にか
んがみて、これが妥当だという線にな
つておるようすに条文に書いてあります
。しかも、これが国会において審議

未了となりました理由は、ただ法文の中に、あの指導利息と同じ数字を書き込むのがいかがかという点であります。同時に、あの際は国会の解散によりて、今日の貸金業の存在のままになつたのであります。もうちも大蔵省においては、あの指導利息を現在の事態において適切なものと考えられたと信ずるのであります。もう一つ申し上げますならば、手形、小切手法の条文に、裏書きの期限の効力等が短かくなつております。しかしてまた小切手について罰則等の強化を設ければ、皆さんは材料を賣うにしても建築をするにしても、手形、小切手で商取引が最も円滑にやられる。かかる結果国民の負担が軽減するということになりますので、ぜひこの点も考慮おいてもらいたいと思つております。

以上をもつて私の説明は終りますて、あとは御質問によつてお答えいたします。

○上葉委員長 御質疑を願います。

○井上委員 全国相互金融協会副理事長の宮本さんにお伺いいたします。この株主相互金融を営む場合は、貸金業の届出を出して、大蔵大臣の受理書をもつて仕事をしておるわけですが、そういう人があなたの協会に全国でどのくらい参加をいたしておりますか。それからそういう届出なしに、いわゆる受理書なしにやつておる株主相互金融方式をとつておるもののは推定どのくらいあると思いますか。

○宮本参考人 ただいまのお尋ねにお答えをさせていただきます。受理書を受けて、いわゆる貸金業を営んでおるものは、私たちの全国相互金融協会の傘下にありますのが百五十社でござい

ございまして、私どもの協会傘下の各社が、全国的に散らばっております関係から、その出先等が調べた推定数におきましては、約九百社くらいかと存するのであります。

○井上委員 そこで、その取扱いの資金量はどのくらいになつておりますか。それからこれらの各株主相互金融は優待配当というものを行つておられるらしいのですが、その優待配当というものは株高に応じておるのか、それとも月何分ということによつておるのか、それを伺いたい。それから会社の株の売買のあつせんをし、新たに株主にならんとする者が、その株金が足らぬという場合に、日掛においてこれを集金している。日掛の場合は、会社が立かえておるか、だれが立てかえておるか知らぬが、一応立てかえをやる、こういう形式をとつておるよう考へられますが、一体今日の株式会社法において、株主が株金を日掛において払い込むような法規的な根拠がどこかにありますか。

から日掛で株金をいただくというこの方式は、実は会社が増資をいたします場合に、私募によつて重役が引受け、その引受けた株を希望者に譲渡のあつせんをいたすのでございます。ところでのあつせん譲渡すると申しまして、その場合に、まず役員の株を希望者に譲渡いたします。その代金を会社が役員に代払いをして、貸し付けて、その貸し付けた代金を日々返済していくだけ、こういう形になつておるのでござります。

○井上委員 一番かんじんの点は、そこの二つにあるうと思いますが、これが今あなたの御説明では、われくなつかな納得が行きません。株式相互金融というものが世間からとかく問題にされておる理由は、そこにある。第一株式払込金に対して優待金を月々渡しておる。株の配当といふものは、もちろんその会社の業績にもよりますけれども、大体決算を半期に一ペんやるということが普通常識になつてゐる。それが毎月優待金を支払つておるということは、どういうことか。それから一体その会社が年何ぼの利益を上げておつて、それによつて月々の配当がこれになるから、これだけ先に渡しましようというのなら話はわかる。ところが年がまたの利益全体をその株主に具体的に知らさず、單に月何ぼということで株式の売買が行われているということになります。今御説明にあります通り、会社がいろいろ違いますから、一概にこういふわけにはいかぬというお話をございますが、それほどにこの問題は複雑であります。説明ができない点が横たわつておるのであります。それから今の会社が新株を増資いたしました

場合、その増資した分を一応会社の重役において引受けける。そうしてその重役が持つておりまするものを会社があつせんをする。会社があつせんをして新しい株主に譲渡する。譲渡したものをお金庫が重役の身がわりになつて、その株金を集める仕事をする。これは一体どういうことです。私がかりに株式相互金庫の重役であつて、一定株を私が割当を受けて持つておる。そうすれば、私はその株を売ろうとする場合は、それが市場に出る株であるならば、当然いわゆる証券業者を通すというのが普通であります。ところがあなたの方ではそうではなくし、これを自分の会社が施行して、自分の会社の重役に持たしておいて、今度また会社がその株を新しい株主を見つけて来て譲り渡す。譲り渡した場合は、そこには重役と新株主との関係があつて、会社の関係にはなつていない。そうすると重役の私的な株の売買に会社がタッチしておることになつておる。

る審査がありまして、その結果、これはお役所がその売出しをはつきりと認めておるのでござります。なお私どもの私募の形によります場合には、一千円以下の場合には財務部の証券係が、それと同じ事務を行っておりまします。額によつて異なるわけでございますが、そうした公なお役所がはつきりと裏づけして、この増資手続というものが完了されておるのでございまして、もしもそこにただいま申されましたような疑点があり、また違法性があるといたしますならば、当然これは認められなかつただらう。そうした考え方から、私どもはその当時受理を受けました方法になぞうえまして、その受理をやつておるわけでございます。そうした点をひとつ御了解願いたいのでございます。

細者のために立たんとする者にせひ御協力のほどをお願いしてやまないのでござります。

○井上委員 あなたの方の立証する株式譲渡のいろいろの理由については、

一愁了承いたしました。そういたしますと、あなたの方では、貸金業法による届出を出して、貸金業者としての免許を持つており、それからいま一つ

は、証券取引法に基く証券業者としての免許は持つておりますか。

○宮本参考人 持つております。

○井上委員 持つておられなければ、それは明らかに証券取引法違反であります。それから優待金をお出しになつておる。つまり株の掛金を満株に払い込みまして、金を借りたくない人があります。一方あなたの方では、二倍から三倍の掛け金に相当する金を貸すことになつておる。その借りた人の方から借りない人に謝礼を出す、これは掛け金に払はれた相当額を貸すということは、またそこは堅実な営業ということ

がござりますが、現在の優待金の処理方については、はなはだこれは言つて非常にまちまちなのでございます。

○宮本参考人 ただいまの点でございま

ます。ですが、実は私が今申し上げましたのは、そういう一つのケースを申し上げたのでございますが、業者によつて非常にまちまちなのでございます。

○井上委員 たゞいまの点でございま

ます。そこで操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

し四銭の割合でござります。

○井上委員 そういうことは、金を借りる人にあなたの方で、この金を借りれば日歩三銭の謝礼金を出さなければならぬぞといつて承諾を得、かつたま

金を借りぬでもいい人に対しては、日歩三銭の割増し謝礼を出す、こういうことにならぬぞといつて承諾を得、かつたま

りますか。

○宮本参考人 たゞいまの点でございま

ます。ですが、実は私が今申し上げましたのは、そういう一つのケースを申し上げたのでございますが、業者によつて非常にまちまちなのでございます。

○井上委員 たゞいまの点でございま

ます。そこで操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

面にまたそれが現われる場合もあるの

で、そうした操作をしておるのもある

と聞いております。従いまして、経理

遊金が集められておるのではないかと思ひます。そうでないと、どこの人やらわからぬ者におれの金を貸されて、それから今度その人からそのお札をも

らう、会社は単なる仲介にすぎぬ、そ

ういう不確実なものに金を預けません

から何ぼでも金を出して、そうして満

株にしようとしておるのでしよう。そ

の満株になつた金がだれに貸されるか

わからぬ、貸された者からあなたの方

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

行くということになつて行く。だか

ら、あなたの方にすれば、何も会社

から払うのじやなく、借りた人から

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

行くということになつて行く。だか

ら、あなたの方にすれば、何も会社

から払うのじやなく、借りた人から

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

困るのです。だからあなた方も貸金業者をされてもいいのです。会社が責任を持つて仲介をしたら、その場合何ぼの口座が規定してありますから、仲介を

してやつておる以上は、金融の仲介

は、貸金業法第二条によつて仲介とい

うことが規定してありますから、仲介を

だけこれを正規な金融機関として今後育成するには、他の金融機関との均衡や、他の経済事情、国民経済等を総合的に考えて、最も妥当な案を考えなければなりません。割れぬことは

使うとややこしい結果が別に生れて来ると思います。そうでないと、どこの人や

らわからぬ者におれの金を貸されて、

それが今度その人からそのお札をも

らう、会社は単なる仲介にすぎぬ、そ

ういう不確実なものに金を預けません

から何ぼでも金を出して、そうして満

株にしようとしておるのでしよう。そ

の満株になつた金がだれに貸されるか

わからぬ、貸された者からあなたの方

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

行くということになつて行く。だか

ら、あなたの方にすれば、何も会社

から払うのじやなく、借りた人から

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

行くということになつて行く。だか

ら、あなたの方にすれば、何も会社

から払うのじやなく、借りた人から

で謝礼をとつて来て貸した人に渡して

次に篠塚さんに伺います。今日貸金業の認可を受けてあなたの協会に

入られて、現に自己資金によらね資金

をもつて金融のあつせんをやつておる

人は、どのくらいありますか。

○篠塚参考人 東京都の貸金業者の中

に、金融業を営むについて、自己資金

を持たないでやるというあつせん業者

は、現在のところ純粋なものはわずか

に三、四十人でござります。あとは兼

業で、自己資本を持つ貸付並びにあ

つせんを兼ねておる者であります。

○井上委員 貸金業法の第二条に規定

してあります仲介あつせんの条項を非

常に広範囲に解説いたしまして、特定

の人からある一定の金額を、あつせん

するという名目で預かつて、ある会

ども、優待金とか謝礼とかいう言葉を使

うとややこしい結果が別に生れて来

ようと思ひます。この点われく

今後大いに検討を要する問題であらう

と思つています。

○井上委員 御説明が足りなくて申

証ないと思ひますが、優待金は謝礼と

いう精神に基いて、あらかじめ会社と

株主との契約に基いて、一切会社の責

任でやつております。なおこの優待金

につきましては、私ども協会としまし

ては、できるだけこれも通減をはかる

ように務めて、その点は業者が誓い合

つて善処するのでございまして、たとえば

あなたの今の説明によると、たとえば

私どもあなたの方の場合は、やはり金を集め

る場合に、月に何ぼの配当をするとい

うことですなかつたら、株の払い込みは

成績を上げるわけには行きますまい。

あなたの方の方は、やはり金を集め

る場合に、月に何ぼの配当をするとい

うことですなかつたら、株の払い込みは

成績を上げるわけには行きますまい。

あなたの方の方は、やはり金を集め

る場合に、月に何ぼの配当をするとい

うことですなかつたら、株の払い込みは

成績を上げるわけには行きますまい。

あなたの方の方は、やはり金を集め

る場合に、月に何ぼの配当をするとい

うことですなかつたら、株の払い込みは

成績を上げるわけには行きますまい。

○井上委員 なお会社がその契約の責

任を原則的に持つということは当然でありますよう。

ただ私どもとしては、

あなたが説明する理由によつて

うした私どもの気持であることをあわ

せて申し上げたいと思ひます。

いま先生のお説もありましたので、そ

して申しあげたいと思ひます。

○井上委員 なお会社がその契約の責

任を原則的に持つということは当然で

ありますよう。

ただ私どもとしては、

あなたが説明する理由によつて

うした私どもの気持であることをあわ

せて申し上げたいと思ひます。

は、どうもそのところがはつきり判

切れておらぬ。だから、これは普通の

権利でありますならば問題はないけれど

三号の物品の売買、運搬、管理等並びにこれらがあつせんすることを業と

申します。私は、その点は協会において知つておる範囲

においてないと言ひます。ただ

あなたが説明する理由によつて

うした私どもの気持であることをあわ

せて申し上げたいと思ひます。

この点を申し上げます。第二条の一項

の金融会社にこれだけの金を預けれ

ることになつておりますから、できる

限りであります。

○篠塚参考人 申し上げます。私は、

その点は協会において知つておる範囲

においてないと言ひます。ただ

あなたが説明する理由によつて

うした私どもの気持であることをあわ

せて申し上げたいと思ひます。

は、どうもそのところがはつきり判

切れておらぬ。だから、これは普通の

権利でありますならば問題はないけれど

三号の物品の売買、運搬、管理等並びにこれらがあつせんすることを業と

申します。私は、その点は協会において知つておる範囲

においてないと言ひます。ただ

あなたが説明する理由によつて

うした私どもの気持であることをあわ

せて申し上げたいと思ひます。

この点を申し上げます。第二条の一項

の金融会社にこれだけの金を預けれ

ることになつておりますから、できる

限りであります。

○宮本参考人 ただいまの優待金の点

でございますが、それは日歩三銭ない

出されておりません。

○宮本参考人 ただいまの優待金の点

でござりますが、それは日歩三銭ない

出されておりません。

する者が、ほんとうの商行為に見せかけて、金融業者の所にやつかいにならぬで金銭を借入れする、借入れしかもれませんし、またこれを逆利用して、貸金業違反を免れるために、脱法行為をもつてしろうとの方々、商人たち、あるいは材料屋同士が、商行為の手形を振り出して物品の商取引をしておりません。したがって、私は聞いておりません。

○井上委員 金銭仲介をやります場合の仲介手数料は、法的に認められておるかのごとく見て、金銭貸借の違反を犯しておる者もありますが、私の貸金協会におきましては、私は聞いておりません。

○安武参考人 お答えします。東京都金融業組合の方におきましては、定期第四十三条の一項二項に、貸金業法に違反したり、あるいは組合の指導している向きに反した行為をした者に対し、除名処分がございます。すでに

かような者に対する除名処分に付した者もございます。今後においても除名すべく、先般も理事会において付議をしたことはございません。したがって、貸金業違反を免れるために、脱法行為をもつてしろうとの方々、商人たち、あるいは材料屋同士が、商行為の手形を振り出して物品の商取引をしておりません。したがって、私は聞いておりません。

○井上委員 金銭仲介をやります場合の仲介手数料は、法的に認められておるかのごとく見て、金銭貸借の違反を犯しておる者もありますが、私の貸金協会におきましては、私は聞いておりません。

○福田(繁)委員 私は信用金庫協会の安武さんに伺いたいと思うのです。目下私どもの委員会において、信用金庫法の一部改正法律案を審議いたしておりますので、以下数点を伺つて、その審議の過程に参考にさせていただきます。

まず第一番に伺いたいのです。が、あなたから御提出されましたところの資料を見ますと、非常に信用金庫の飛躍と申しますか、言いかえれば、今日の中小金融対策に非常に大きな役を預かり、不確定な第三者にこれを金融しておる。そしてその間、借り入れた者には二分なり三分なりの月の利子を払つて、貸す方には月一割二分なり一割五分で貸しておるという事実がありますが、あなたの所の協会員にもそういうものがあつた場合、あなたは協会の責任者として、それら業者に対してどういう処置をおとりになりますか。

○安武参考人 お答えします。東京都金融業組合の方におきましては、定期第四十三条の一項二項に、貸金業法に違反したり、あるいは組合の指導している向きに反した行為をした者に対し、除名処分がございます。すでに

かような者に対する除名処分に付した者もございます。今後においても除名すべく、先般も理事会において付議をしたことはございません。したがって、貸金業違反を免れるために、脱法行為をもつてしろうとの方々、商人たち、あるいは材料屋同士が、商行為の手形を振り出して物品の商取引をしておりません。

○井上委員 金銭仲介をやります場合の仲介手数料は、法的に認められておるかのごとく見て、金銭貸借の違反を犯しておる者もありますが、私の貸金協会におきましては、私は聞いておりません。

○安武参考人 現在のところでは、全額が年内に返すことになると思いまして、貸金協会におきましては、適当な日数を要します。たとえば店舗を設立本省というようなことで、かなりの日数を要します。

○福田(繁)委員 私は信用金庫協会の安武さんに伺いたいと思うのです。目下私どもの委員会において、信用金庫法の一部改正法律案を審議いたしておられますので、以下数点を伺つて、その審議の過程に参考にさせていただきます。

まず第一番に伺いたいのです。が、あなたから御提出されましたところの資料を見ますと、非常に信用金庫の飛躍と申しますか、言いかえれば、今日の中小金融対策に非常に大きな役を預かり、不確定な第三者にこれを金融しておる。そしてその間、借り入れた者には二分なり三分なりの月の利子を払つて、貸す方には月一割二分なり一割五分で貸しておるという事実がありますが、あなたの所の協会員にもそういうものがあつた場合、あなたは協会の責任者として、それら業者に対してどういう処置をおとりになりますか。

○安武参考人 お答えします。東京都金融業組合の方におきましては、定期第四十三条の一項二項に、貸金業法に違反したり、あるいは組合の指導している向きに反した行為をした者に対し、除名処分がございます。

○安武参考人 現在監督の面におきましては、大蔵大臣の監督であります。が、その一部につきましては、財務部、局の方に移管をされておるわけであります。従つて現在のところでは、

かのような者に対する除名処分に付した者もございます。今後においても除名すべく、先般も理事会において付議をしたことはございません。したがって、貸金業違反を免れるために、脱法行為をもつてしろうとの方々、商人たち、あるいは材料屋同士が、商行為の手形を振り出して物品の商取引をしておりません。

○安武参考人 現在のところでは、金庫の方の申請に基きまして、それが設置してさしつかえないといいますか、おまけに預託金の増加ということも熱望されておりますが、現在政府預託金は、あなたの方に幾らほど行つておりますか。数字がわかつておればお示し願いたい。

○安武参考人 三月までの数字で七十億四千万円、さらに二回にわたつてあります。

今年度に入りましたので九十五億四千円、それから十三億お返しいたしまして、八十二億二千万というのが現在の数字でございます。

○福田(繁)委員 現在の八十二億に対する政府へお返しする年内の計画は、大体どうしたことになつておりますか。

○安武参考人 信用保証の方は、各都道府県にござります信用保証協会によります保証を実施しておりますし、同

じようなものでは、国の中小企業の信用保証を取扱つております。なお輸出

○安武参考人 従来の総額六十六億に何がなつておられるのですか。

○福田(繁)委員 それはやはり月割か何かになつておられるのですか。

○安武参考人 従来の総額六十六億に何がなつておられるのですか。

りまして、たとえば銀行等にあります配賦転換でなければ認めないというよ

うな方針ではございません。

○福田(繁)委員 もう一点伺いたいのですが、信用金庫では例の信用保証、

そういうものは扱つておられますか。

○福田(繁)委員 どうぞお聞かせください。

○安武参考人 信用保証の方は、各都道府県にござります信用保証協会によります保証を実施しておりますし、同

じようなものでは、国の中小企業の信用保証を取扱つております。なお輸出

○安武参考人 従来の総額六十六億に何がなつておられるのですか。

○福田(繁)委員 それはやはり月割か何かになつておられるのですか。

んだから、損害は本人が負担すべきで、問題は社会問題としては別の角度に立つけれども、しかし預金のような認識に立つておつた場合は、これはだまし討ちにしたということになるの

○宮本参考人、株券は渡しております。それを建前としております。それから先はど申し上げましたように、どこまでも株主であるという認識を持たせるよう努めておるのでございます。

○小川監査委員 それからもう一点は、先ほど委員長の質問にお答えになつた中で、あなたの方では、株主は特定であるという主張をなさつていたらしいですね。そうすると、それが何か当局からのあれで、不特定であるということを認めたというあなたの答弁を聞いたんですが、不特定ということを認めただんですか。

○宮本参考人 ただいまの御質問でございますが、株主は特定か不特定かという問題は、これは三年以来実は疑義を持ちまして、外部の方の意向も伺つておつたのですが、常に疑問であるということで、はつきりした見通しがなかつた。私どももそうした関係から、この線をはつきりさせなければならぬというので、学者の方にいろいろ意見を聞いてまして、二、三の先生方は一致して、株主といふものはその会社の特定人である、こういう解釈が成り立つということを実は言われたので、従つて私どもの解釈としては、どこまでも特定だと信じてはおりますけれども、しかし現在御当局が違法であつた中で、あなたの方では、株主は特定である、株主は不特定である、こういう解釈をはつきりされまして、私ども業者

に通達があつたわけであります。してみますれば、その解釈は後日の問題點で、またこれは学者がきわめる筋のものでござります。私ども業者といいたしましては、既存の法律、しかもそれに對して行政の任に當つておられる方の處置に対しでは、一応遵法しなければならぬ。それがほかの普通の商売ならぬいき知らず、金融を業とし、しかも世間から何かといわれておるぐらいた実質的には信用業務に近いような性格を持つております關係で、でき得る限り世間に刺激を与えないよう、また御当局の解釈には従うと考えればこれは可能である。そういう点を考えまして、私どもの協会としては、どこまでもこの際すみやかにそうした線になるように、実は申合せもした次第でございました。

た線は出でおりませんで、きのうの
態ではまだはつきりしておりません。
近いうちに明らかに数字がわかつて來
ると思います。

それから金利の点でございますが、
なるほど利息制限法、明治十年のあれ
から見たりすると、きわめて高いから
しませんが、先刻からしばへてお答
えするように、一流手形でありますな
ら十錢ないし十何錢の金利であります
て、そんなに業界では高いとは考えて
おりません。また民法九十條の公序良
俗に反するという数字では絶対ないの
であります。これはお答えしておきます
す。

それからもう一つ、それに関連して
申し上げておきますが、やみ金融とい
うことですが、これは質屋業とか、銀
行業と同じように、貸金業という天下
の法律でつぱにわれくの職業を定
められました。われくはやみ金融
でなくして、貸金業でござりますか
ら、これまた皆さんよろしくお願ひい
たします。

○佐藤(鶴)委員 もう一つお伺いした
いのですが、先ほど大口の金を一千万円
とか一千五百万円とか貸しておられる
ということを聞きましたが、そういう
のはどういう担保をとられ、またそぞ
というものは払う可能性があるかとい
うおかしいのですが、確実にそういうこ
とが今まで円滑に行われておるかどうか
か。とられなかつた場合にはどういう
ような処置をとられるか。これをひと
つお聞かせ願いたいと思います。

○篠塚参考人 お答えします。およそ
一千万にしても二千万にしても、貸金
業が最初からばかんと一千万、二千万
はなかく貸さないと思います。やは

たところが、仄聞いたしまするに、すでに決定した、しかも徵収するといふ命令が出された。しかもこれはある地域におきましては、税務署からさだまだあつたとい、またその業者がそれを確めるために国税庁の方へ問い合わせをすると、そんなはずはないといふようトラブルもあつたようござります。それがはたしてどうきまつたのかといふ点は、仄聞するだけであつて、まだはつきりしたお答えは実は協会としてございません。それは承つておらない実情でござります。

○黒金委員 先週末でありますか、相当地に嚴重な警告が出来まして、今度問題になりました会社その他一般に対しまして、資金の受入れについて今後改善の計画を立てろ、そうしてその計画を認可を受けなさい、それでよければやつて行かせるし、それでどうしてもだめな場合には、営業免許の停止をすると言つたというようなお話を伺つております。しかしその期間といふものは別に定めがないというように聞いておりますが、皆さん傘下におられます方は、大体どの程度の時間の間に政府当局が考えておられるようないわゆる正常な状態を持つて行かれると思つておられるか、各社いろいろ御事情もありましようけれども、大体のめどをお教え願います。

○宮本参考人 ただいまの四社の件につきまして申し上げますが、別に期間の定めがあるとは聞いておりませんけれども、すみやかに善処するよう私ども協会の幹部の者も指導しております。なおそれらの社は、その線に沿つて、ただいまの事業計画書ですか、当局よりのおさしつけ通り動いておるよう思います。

なお大体どのくらいしたらそれが解決するかという点につきましては、実はまだ私その点承つておらないのでございますが、一刻も早くという指令だけは出しております。

○黒金業者 最後にもう一点伺いたいと思います。先ほど貸金業者の方からお話をございましたが、株式相互金融の方も、やはりお金を貸す上においては貸金業法の適用を受けている。やみ金融やみ金融と言われますが、そういう点ではれつきとした貸金業者である。と同時に、また一面から申しますと、貸金業というのも、これは政府の監督下に置かれている。大蔵省の所管に属している。仄聞いたしますところで、は、そういうような監督下にありながら、ほかの金融機構と非常に違いますて、貸金業の方々と政府側当局との間の連絡と申しますか、そういう関係が非常に疎遠じやないか。きょうは、ここに政府当局はお見えになつておるかどうかわかりませんが、非常にそういう点が円滑を欠いておりますために、私どもから考えますならば、もしかりに正しくない、望ましくない業態であるにいたしますても、もつと早く、それほど病気が大きくならないうちに、懇談のうちに御注意申し上げたら早く矯正さるべきものが、だん／＼に延び延びにいたしますために、大きな害があるようになつて来るというような点があるのではないかでしようか。ことに税金の点などについて申しますれば、三年間も経過して、三年後に、こういうふうにきました、税金をとることにきましたから、三年間さかのぼつてとるなどと言われれば、これはどんな会社でもつぶれてしまします。こういう

ような点から、私どもとして考えますことは、業界におかれましても、日本銀行なり、あるいは普通の銀行と同じように正当なる仕事をやつておるのだから、正当な貸金業を営んでおるのだという御認識のもとに、今後は、政府御当局との間に平素もつと十分に連絡をとつて、言わんと欲するところはおつしやり、また向うの言い分も十分にお聞きになつて、こういうふうに事が大きくならないように注意なさるのが最も望ましいことではないかと思うのです。このことは、皆様に申し上げるよりか、むしろ政府御当局に申し上げるべきことかもしれませんか、どうかそういうふうにお願いいたしたいと思います。

○宮原委員 私も、重複するようですが、宮本さんにお伺いをいたします。

先ほどの御答弁の中の、三月二十五日に業者を集めて、自瀟を申し合せたということに関連してであります。政府は、株主が不特定だという理由で営業を停止すると言つたということですが、そうすると、その自瀟の申合せの内容は、株主を特定化するというような申合せにならなければつじつかないが、そういう方法がとれるのですが、その点をちょっとお伺いしておきたいと思います。

○宮本参考人 ただいまのお尋ねであります。私がもといたしましては、解釈はどこまでも解釈として、後日の問題に残しまして、業者としては、どこまでも御当局の指示があつた線に沿ってすみやかに補正するわけです。これはもちろん、株主は不特定であるという解釈のもとに改めなければならぬことでござりますが、従つて処理方

におきましては、不特定なりといふ形においてどこまでも直すわけです。たゞとえばその補正方法の一つとしては、増資を行つて借入金をなくすとか、あるいは借入金を返却してすみやかになくすとか、いろいろの方法があるわけですがござりますが、その方法につきましては、業者の判断でやれるよう仕向けております。

それからこの機会に前の先生の御質問に対し申し上げますが、たいへんありがとうございます。実は、私ども業者といたしましては、お役所の方へは今まで何回となくこれは伺つております。そうして、常にどこまでも法を守ろうと努めております。最初は、自分たちもしようとしましたが、今から約四年前でございまが、お互いに研究して、そうしてこれは法的には合法じやないかといつております。最初は、自分たちもしくは確信のもとにやつたのであります。たまく、これは違法じやないかといつて、疑いができますと、その都度財務部なりその他に向つていろいろお尋ねしたのですが、今まで三年有半にわたって、それに対し答えてくれたことはございません。また私どもの方に対するとしては、どういうわけかいろいろ指図をしていただけなかつたのであります。

○宮原委員 先ほどどなたかの御質疑があつて、その際に、貸金業等取締法第七条との関係のことで、譲渡代金の貸付及び貸付金の集金といふような、ただいまの相互金融であなたの方のおおせんとりになつてゐる建前が、第七条による預金行為というよう認められる。従つてその点にからむのであるが、同時にその株式の譲渡のあつせんといふことの面は、証券取引法の違反であるといふ意見があつたようだ。私は別の見解を持つてゐるのですが、あなたはそれをお聞きになつて、ただいまの第七条とそういう関係があり、また証券取引法の違反だとお感じになりましたか、どうですか。

るわけでござりますが、それ以外の、ただ単なる株主から借入金、あるいは積立金というようなものをとった場合に、これがはたして違法か合法かという問題が、すでに三年来論議的につておつたわけあります。たゞこの論議に対しても、三月四日、河野行局長さんから、この点についてはなれておりませんでしたが、その四社に対する処置によつて、株主からの借入金は、これは不特定多数からの預かり金であるというように解釈しておられたわけであります。従いまして、株主の預かり金といふものは、おのずから別個の観点から解釈するわけでございます。

○宮本参考人 私、御当局と申し上げたのでございますが、これは大蔵省の特殊金融課でございますとか、その生業者もございますので、地方へ出向きましたと、その各地区的財務部にも実はおじやまして、いろいろ何とか協力の線を持つて行こう、何とか協力してもらおうと努力して來たのでござりますが、遺憾ながら、その態勢は今まで空見ができなかつたというわけでござります。どこまでもこれは財務部なり、土蔵省の管下のいろいろの部面で、特許の場所ではございません。

○宮原委員 そうすると、三月四日の銀行局長の当委員会での説明が世間に伝わりましたが、これは協会の方でございましたが、ほんとうに分かりになつてゐるでし

う。これによつて協会の幹部は別として、一般の第一線の業者、それは一応安心して営業していたのではないとか、私どもには想像できるのですが、それが重ねて同じ大蔵当局から、そういうふた、かわつた御指示があつたというふとになると、もちろん最近の意見の方が正しいから、修正されたものではあります。けれども、それについての業界の政府に対する信用——銀行局長がせつかりこの委員会で、銀行業法にも貸金業法にも違反していないと言つた。これは一応調べた上でもちろん言つてゐるに違ひない。にもかかわらず、最近そういうことをまた言い出したということについて、政府に対する不信用——というと語弊があるかも知れないが、一種の不安というか、今後営業を継続する上においての一種の不安を感じてゐるというようなことはないですか。

○宮本参考人 恐れ入りますが、要旨をもう一度……。

○宮原委員 同じ大蔵当局が三月四日にある言明をして、最近また今の相互金融の業務の経営の仕方、特定の株主から借入金をするのは違法だ、こういつたようなことを言い出した。こういうことになると、今後また何を言ひ出すかわからぬ、こういう不安はないのですか。

○宮本参考人 実は三月四日の大蔵委員会の席上での河野銀行局長さんのお話の中では、株主が不特定であるとかいうような点について触れてなかつたようございます。その後において、聞くところによりますと、その他の官庁の連絡協議会か何かがあつて、その結論が出たというように聞いておりましたが、そういう関係で、私どももそ

した御当局の結論が出したことによつて、その面に向つて自肅して行こう、こういうわけでございまして、決して私には矛盾はないと思ひます。

○内藤委員長代理 ほかに御質疑はありませんか——ほかに御質疑もないようありますから、以上をもしまして参考人からの意見の聽取を終ります。参考人の皆様に「言お詫申上げます。長時間にわたりまして、いろいろと有益な御意見を開陳くださいましたことを、厚くお詫申上げます。次会は明三日午前十時より開会するこにて、本ヨはこれにて散会いたします。

午後五時散会